

平成26年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

平成26年3月12日（水曜日）

開 議 午前 10時00分
散 会 午後 4時39分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 平成26年度町政執行方針説明
- 第 5 平成26年度教育行政執行方針説明
- 第 6 議案第47号 第三セクター等改革推進債（借換債）の起債に係る許可の申請について
- 第 7 議案第 1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第7号）
- 第 8 議案第 2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第 3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第 4号 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第 5号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第 6号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第 7号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 8号 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第 9号 平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第10号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第42号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（建築）工事）
- 第18 議案第43号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（電気設備）工事）
- 第19 議案第44号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（給排水衛生設備）工事）
- 第20 議案第45号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（空調暖房設備）工事）

- 第 2 1 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について
 ((仮称) 白老町食育・防災センター建設 (厨房設備) 工事)
- 第 2 2 報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
 報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第 2 3 議案第 2 6 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する
 条例の制定について
 議案第 2 7 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を
 改正する条例の制定について
 議案第 3 1 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正
 する条例の制定について
 議案第 3 2 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 3 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 3 5 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を
 改正する条例の制定について
 議案第 3 6 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を
 改正する条例の制定について
 議案第 4 1 号 財産の処分について
 議案第 1 1 号 平成 2 6 年度白老町一般会計予算
 議案第 1 2 号 平成 2 6 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 議案第 1 3 号 平成 2 6 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 議案第 1 4 号 平成 2 6 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度白老町学校給食特別会計予算
 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度白老町介護保険事業特別会計予算
 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度白老町水道事業会計予算
 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○会議に付した事件

- 議案第 4 7 号 第三セクター等改革推進債 (借換債) の起債に係る許可の申請について
 議案第 1 号 平成 2 5 年度白老町一般会計補正予算 (第 7 号)
 議案第 2 号 平成 2 5 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
 議案第 3 号 平成 2 5 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 3 号)
 議案第 4 号 平成 2 5 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

- 議案第 5 号 平成 25 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 平成 25 年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 号 平成 25 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 平成 25 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 9 号 平成 25 年度白老町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 10 号 平成 25 年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 42 号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（建築）工事）
- 議案第 43 号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（電気設備）工事）
- 議案第 44 号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（給排水衛生設備）工事）
- 議案第 45 号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（空調暖房設備）工事）
- 議案第 46 号 工事請負契約の締結について
（（仮称）白老町食育・防災センター建設（厨房設備）工事）
- 報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 議案第 26 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 27 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 41 号 財産の処分について
- 議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算
- 議案第 12 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算

- 議案第16号 平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第17号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計予算
議案第18号 平成26年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第19号 平成26年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第20号 平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第21号 平成26年度白老町水道事業会計予算
議案第22号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
-

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君 | 2番 吉田和子君 |
| 3番 斎藤征信君 | 4番 大淵紀夫君 |
| 5番 松田謙吾君 | 7番 西田祐子君 |
| 8番 広地紀彰君 | 9番 吉谷一孝君 |
| 11番 山田和子君 | 12番 本間広朗君 |
| 13番 前田博之君 | 14番 及川保君 |
| 15番 山本浩平君 | |
-

○欠席議員（1名）

- 10番 小西秀延君
-

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 2番 吉田和子君 | 3番 斎藤征信君 |
| 4番 大淵紀夫君 | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 白崎浩司君 |
| 教育長 | 古俣博之君 |
| 理事 | 山本誠君 |
| 総合行政局長 | 岩城達己君 |
| 行政改革担当課長 | 須田健一君 |
| 財政担当課長 | 安達義孝君 |
| 総務課長 | 本間勝治君 |
| 交通防災担当課長 | 畑田正明君 |
| 町民課長 | 南光男君 |
| 生活環境課長 | 竹田敏雄君 |

町民活動担当課長	中村英二君
産業経済課長	石井和彦君
港湾担当課長	赤城雅也君
健康福祉課長	長澤敏博君
高齢者介護担当課長	田尻康子君
建設課長	岩崎勉君
上下水道課長	田中春光君
会計課長・会計管理者	熊倉博幸君
教育課長	五十嵐省三君
総務社会教育担当課長	葛西吉孝君
子ども課長	坂東雄志君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	前田登志和君
監査委員	岡英一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主査	本間弘樹君

○議長（山本浩平君） それでは本日の定例会 3 月会議を開催する前にお手元に配付いたしましたとおり議案の差しかえがございます。町側から発言の申し出がございますのでこれを許可します。

白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） おはようございます。今ご説明のとおり議案の差しかえをお願いするものでございます。先般の議案説明会において既にご説明いたしました議案第32号の白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、このたび改正内容について精査し適切な文言に改めるため修正し差しかえをお願いするものでございます。議案説明会後の差しかえとなりますことに深くお詫び申し上げますとともに今後このようなことがないよう細心の注意を払い適切に取り扱いをいたします。後ほど提案の際に改めて担当課長のほうから詳細を説明させていただきますのでよろしくお取り扱いお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 私のほうからも 1 点差しかえのほうをお願い申し上げたいと思います。議案第21号でございます。水道事業会計の予算書の一部について差しかえをお願いしたいと思います。この後休憩時間等を使いながら職員のほうで差しかえ作業を行いますので議案書のほうはその際にお手数ですがテーブルの上へ上げておいていただくなどご協力のほうをお願いしたいと思います。内容につきましては21号提案の際に詳細についてご説明申し上げます。

○議長（山本浩平君） それでは議案第32号の差しかえであります。既に議案説明会を終えておりますので、議案32号を提案する際に改めて内容を説明させることといたしたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日 3 月 12 日は休会の日ではありますが、議事の都合により特に定例会 3 月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第102条の規定により議長において、2 番、吉田和子議員、3 番、斎藤征信議員、4 番、大淵紀夫議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第 2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から 2 月 28 日及び 3 月 4 日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

議会運営委員会、大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので2月28日及び3月4日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は平成26年定例会3月会議の運営の件であります。

まず2月27日、28日に議案説明会を開催し3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は町長の提案に係るものとして、平成25年度各会計補正予算10件、平成26年度各会計予算12件、憲章の制定1件、条例の制定一部改正13件、区域内の土地の確認関係2件、町道の認定廃止2件、財産の処分1件、工事請負契約の締結5件、起債の許可申請1件、組合等規約の変更2件合わせて議案49件であります。

また議会関係としては例月出納検査の報告、議員の派遣承認等が予定されております。その取り扱いの協議の結果は会議規則第31条の規定に基づき一括して議題とする事件は、議案第11号から第22号までの平成26年度各会計予算の12議案と議案第26号、27号、31号、32号、34号から36号、41号の新年度予算に関連する8議案の20議案、区域内の土地の確認関係の議案第37号及び第38号の2議案、町道の認定・廃止の議案第39号及び40号の2議案、組合等規約変更の議案等48号及び49号の2議案、監査に関する報告第1号及び第2号の2議案合わせて5件であります。

次に代表及び一般質問は3月4日10時に通告を締め切っており、代表質問については5会派5人から7項目の通告を受けており、一般質問については議員5人から8項目の通告を受けております。このことから代表及び一般質問は3月13日、14日、17日の3日間を予定し、13日及び14日に代表質問、14日及び17日に一般質問を行う予定としております。

次に平成26年度各会計予算と関連議案の20議案は議会運営基準の規定により議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し3月19、20日、24、25日の4日間休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから定例会3月会議の会期については代表・一般質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して本日から3月26日までの15日間としたところであります。

最後に定例会3月会議は新年度予算の審議等もあり開催時期が長くなることから議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます。議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は議案等の審議の関係上おおむね15日間としたところではありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に議員の派遣結果について報告いたします。会議規則111条第1項ただし書きの規定に基づき定例会12月会議及び1月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで議会に関するもの、また町及び各団体から出席要請があったもののうち議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果についてはお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告は終わります。

◎町政執行方針

○議長（山本浩平君） 日程第4、この際町長から平成26年度の町政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成26年白老町議会定例会3月会議の再開にあたり、26年度の町政運営の方針について私の所信を申し上げます。

私が平成23年11月に白老町長に就任し町政運営を託されてから2年4カ月が経過したところであります。この間私は町民の笑顔が見えるまちを基本に地域の活性化や町民の安全・安心に取り組み、多くの方々と情報交換や協議、要望活動を重ねながら町政運営に傾注してまいりました。

25年度は主に国へは民族共生の象徴となる空間の整備や食育・防災センターの建設、白老港第3商港区の整備、登別漁港の整備、胆振海岸保全施設の白老港区人工リーフの整備、ウトカソベツ川の整備、過疎地域の追加指定など、北海道へは白老大滝線の通年通行に向けた整備や路線の認定変更による道道昇格の整備、白老川等の2級河川の整備、白老海岸虎杖浜地区保全施設の整備など要望し各事業の推進を図ってまいりました。

また町においては子育て世代住宅建築応援事業や子ども夢実現プロジェクト事業、教師塾開講事業、飛生地区地上デジタル放送難視聴対策事業、元気交付金を活用した道路施設改修事業などの実施と民族共生の象徴となる空間整備による白老町活性化推進会議や白老牛生産販売戦略会議、協働のまちづくり推進会議などの設立に取り組み、さらには白老町財政健全化プランの策定などこれまでの懸案と将来に向けた事業に取り組んでまいりました。

26年度の町政執行に当たってはこれまで議論を重ねてきました財政健全化への取り組みを着実に進めながら既に顕在化している人口減少、少子高齢化の進展や地域経済の低迷、雇用の場の縮小、暮らしの安全・安心の確保など山積する課題に取り組んでまいります。

人口減少、少子高齢化の進展に対しましては産業の活性化を図るとともに地域コミュニティ

一を活性化することにより暮らしやすい地域づくりを促進してまいります。さらに行政として国などの動向を踏まえながら対策に取り組んでまいります。

地域経済の低迷と雇用の場の縮小に対しましては企業誘致などの促進を図るとともに、地場産業の地域競争力を高め地域資源を有効活用しながらブランド力の強化を図り新たな企業や産業連携による雇用の拡大に取り組んでまいります。

暮らしの安全・安心の確保に対しましては町民一人一人が自己防御や日ごろからの予防対策を意識・実践しながら近隣や仲間との助け合い、支え合いに努める地域ネットワークによる安全・安心網の構築に取り組むとともに公的な支援や制度の再検討にも取り組んでまいります。

このように山積する課題に対しまして町民並びに議員の皆様の理解を得ながら今後町民の安心確保、地域活力の向上、財政健全化の達成などに対応すべく迅速、果敢に対策を実行して明るい将来につなげるまちづくりを推進していかねばならないと強く決意しております。

また本年は町政施行60周年を迎える年であります。今本町は厳しい時期に差ししかっておりますが60周年を町民皆さんでお祝いし長年にわたる先人の労苦に感謝して将来に大きな希望と期待が持てるような記念事業を開催していきたいと考えております。町政施行から60周年でありますがまちづくりは今後も続いてきます。26年度はこれまで以上に職員も強い使命感を持ち一丸となって町民の安心と地域の発展に努めるとともに、将来に向けたまちづくりをしっかりと構想し町民とともに取り組む実践力を高めていく確かな展望と地域力の発揮の年としていきます。

次に町政に臨む基本姿勢についてであります。26年度は財政健全化プランによる取り組みを着実に進めるとともに、地域経済の閉塞感を脱するために確かなまちづくりを展望し安全・安心に暮らせる地域づくりを町民と行政が共に力を合わせオール白老の地域力を発揮することで総合計画の将来像である「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」の実現に向かわなければなりません。それには町民と行政による協働のまちづくりの進化を図っていくことが必要であると考えます。地域と密接にかかわる職員活動を強化して町民との信頼関係をより向上させていきます。

協働のまちづくりは全国ほとんどの自治体が標榜しています。しかし実態を見てみますと審議会やパブリックコメントのように自治体が責任を持つことに住民を参加させるという機会の提供や場の確保といった行政本位の状況が多いのではないのでしょうか。住民自治の原則から考えると民間のまちづくり活動に行政職員から出かけていくことで行政が持つ特性を民間活動に活用することができると同時に、職員の姿勢や役場の体質が変わり協働という対等な立場、自主性の尊重、相互理解を深めていくことになると考えます。

つまりこれからは住民から行政へのかかわりと行政から住民へのかかわりの双方が相まって協働のまちづくりを進化させていきたいと考えます。このことから今後もまちづくりの基本姿勢として協働を重視していくこととします。私はこの1年を将来の展望を軌道に乗せる重要な年と位置づけ、持続可能なまちづくりを進めるための大きな期待と道筋を示し協働・連携による地域実践を町政に臨む基本姿勢として次の3つの方針でまちづくりを進めてまいります。

1つ目は協働・連携による活力ある産業のまちづくりであります。町民がまちで暮らすにはまずそれぞれが生計を立てなければなりません。生計を立てるためには収入を安定的に得ることが必要であり、そのためには働く場所が必要です。白老町は海や山、水、気候、知性、歴史などの特性によって農畜産業や水産業、加工業、観光業などの産業が発展し、また近年では工業など製造業も発展した多様な産業を抱えるまちであります。このように多様な産業持つ本町ではそれぞれが成長するとともに連携・協力することでさらなる可能性が広がることが考えられます。このことから地場産業の実態や経緯、町の特性など踏まえ、その長所や短所を検討し、さらに新しい産業形態などを探りながら将来に向けた方向性を模索して産業雇用の創出による経済基盤の確立、産業間連携の強化、行政営業戦略の強化などによって活力ある産業のまちづくりを進めてまいります。

2つ目は安全・安心で快適に暮らせるまちづくりであります。本町は昭和30年代から50年代にかけて大きく人口が増加し、産業の発展とともにスポーツ、文化や多種多様な交流などが活発化しました。同時に都市基盤の整備も進み快適に暮らせるまちづくりを進めてまいりました。しかし60年代からは約30年間にわたり徐々に人口が減少しており、近年においては年間約300人ずつの減少が見られます。昨年開催したまちづくり懇談会では暮らしに身近な町内会活動も高齢化や人員不足などで活動の維持・継続が困難になってきているなど地域コミュニティーにおける課題が多く出されました。全国的にも人口減少や少子高齢化の問題が顕在化し、集落対策や社会保障などに加えて、暮らしの安全・安心に対する不安が増大してきております。行政としても総合計画などを着実に推進することで安全・安心のまちづくりに取り組んでまいりますが、町民一人一人がお互いを助け合う意識の醸成や地域コミュニティーの充実に取り組み、障害のある人や高齢者などを住み慣れた地域で支え合う安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。このことから町民と行政が連携してみんなで支え合う心の通ったまちづくりを進めるため、町民一人一人が自分たちの地域は自分たちでつくりより暮らしやすい地域にしていくために参加と協働を実践することによって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指してまいります。

3つ目は将来につなげる地域力創造のまちづくりであります。これまで人口減少、少子高齢化や財政危機など将来のまちづくりに不安と心配が多く取り上げられてきましたが、これからは将来を見据えてまちづくり発展への起爆剤に対して地域資源である文化、自然、人などの潜在力を地域力に結びつけて、それを最大限に活用し町や暮らしの活性化につなげなければならないと考えます。その1つは32年度に開設、公開が予定されている民族共生の象徴となる空間整備です。空間整備は国が進める事業ですが白老町内における象徴空間の効果を最大限に高め地域経済や地域活動の活性化につなげていかなければなりません。そのために昨年設立した官民一体となる白老町活性化推進会議により町の活性化推進構想や推進プランを定めて取り組みを進めてまいります。

2つ目は2年後に開業予定の北海道新幹線です。北海道に新たな観光客の増加が見込まれ日高・胆振地域圏においても日胆戦略会議を設立して誘客活動等に取り組みを開始しております

が、本町も交流人口の増加を図る誘客戦略を進めてまいります。また47年度には札幌市まで開通予定であり、その間に象徴空間が整備されることから長万部町や札幌市からの交通アクセスや観光周遊ルートを確認するなど交流人口の増加に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

3つ目は過疎法の活用と地域コミュニティの活性化です。本国会中に提案中の過疎地域自立促進特別措置法の改正により本町も過疎地域としての要件を満たすことが見込まれております。法律に基づく財政上の優遇措置等を有効に活用することで、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業や町民の安全・安心な暮らしの確保を図るソフト事業がこれまでよりも財政負担を少なく実施することが可能となります。合わせて自主自立の地域づくりを進める地域コミュニティ計画の策定を進めることで将来につなげる地域力創造のまちづくりに取り組んでまいります。

これら3つの方針は行政だけではなし遂げられません。まちは町民皆さんの大切な暮らしの場です。官民協働して地域力を発揮し、それぞれが役割を果たし実践を繰り返すことで「みんなの心つながる笑顔と安心のまち」を目指してまいります。

次に主要施策の展開について申し上げます。この1年は白老町の将来を軌道に乗せる重要な年と位置づけております。26年度の主要施策については総合計画に示された各施設に基づいて次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は生活・環境であります。人と環境に優しい安全で快適に暮らせるまちづくりを目指すため、防災につきましては被害を最小限に軽減する減災の視点から日ごろより災害に対する意識を高め行政と町民との役割分担と相互連携による地域社会が一体となった防災対策の構築を図ります。そのため総合防災体制の確立、防災対策の充実、防災教育の推進などに取り組めます。

治水海岸保全につきましては河川排水路の維持管理のほか河川改修による災害防除の事業を推進します。

また海岸保全対策として北海道により白老海岸虎杖浜地区の保全整備事業の実施設計に着手し、国により白老地区人工リーフの整備事業を推進します。

消防・救急につきましては消防署や消防団、関係団体の活動を通じて地域住民との交流を図り、火災予防や救急講習会、緊急時に町民が的確に対応できるよう初期消火等の指導を行うことによって地域消防力を含めた地域防災力の向上を推進します。また救急体制の充実を図るため救急車両の更新を行います。

環境保全につきましては計画的な環境行政を進めるとともに、一般廃棄物はバイオマス燃料化施設の運転規模を縮小しながら活用を図り、そのほかは登別市との広域処理に移行します。また環境美化として良好な地域環境を目指すため協働による不法投棄対策、クリーン白老、雑草除去や空き家等の適正管理を推進します。

公園・緑地につきましては公園の長寿命化を図るため遊具の更新に着手し、町民参加と協働による公園の維持管理と緑化活動推進します。

住環境につきましては町営住宅の計画的な改修を進めます。また町内若年層や生産年齢層などの定住意識の高揚を図るため定住建築促進事業を推進します。

上水道・生活排水処理につきましては上水道の安定・安全を図るため白老浄水場の第三者委託開始や急速ろ過設備更新を推進します。また生活排水処理では浸水対策として雨水管管渠敷設工事、下水終末処理場の長寿命化のための施設更新を進めるとともに引き続き合併浄化槽設置を推進します。

道路につきましては町道の舗装、橋梁の補修による維持管理に努めるほか町道の整備改修を進めます。

公共交通機関につきましては町内循環バス元気号の維持・確保や利便性の向上を目指すため運行方法の見直しに取り組みます。

地域情報化につきましてはインターネット等の普及活用による情報発信の強化とセキュリティ管理の適正化を図るとともにマイナンバー制度導入に向けた準備に取り組みます。

主要施策の第2分野は健康・福祉であります。支え合いみんなが健やかに安心して暮らせるまちを目指すため、健康づくりにつきましては第2期保健・医療・福祉施策推進方針の着実な推進に努めるとともに健康しらおい21計画と白老町食育推進計画の推進を図ります。

地域医療につきましては町立病院が地域における機関的な公立医療機関として患者さんに信頼され笑顔と思いやりのある病院づくりを推進するとともに経営改善に取り組みます。またその進捗状況の点検・評価を実施して町立病院の今後の方向性を示します。

地域福祉につきましては福祉関係機関との連携を強化して生活弱者や障がい者等の相談支援体制の充実を図るとともに臨時福祉給付金の支給を行います。また第3期地域福祉計画の策定に取り組み、地域で年齢や障害にかかわらず互いに助け合いつながりを大切にしたい地域生活を送れるよう支援する仕組みづくりを推進します。さらに住み慣れた地域で高齢者や障がい者、子どもが安心して暮らせるよう地域全体で連携した見守り活動を行うための地域見守りネットワークを立ち上げます。

子育て支援につきましては新たに子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組むほか、母子保健対策の充実や子育て世帯臨時特例給付金の支給を行います。また中学生までの医療費無料化については助成対象や助成方法などを再検討して財源に見合う実施方法を示します。

高齢者福祉につきましては超高齢化社会を迎える将来を見据えた第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の策定に取り組みます。また白老町包括支援センターでは高齢者の相談支援体制の充実を図り、介護閉じこもり予防や認知症予防に取り組むとともに認知症高齢者に対する権利擁護のために成年後見人制度の実施に向けた検討を行います。

主要施策の第3分野は教育・生涯学習であります。生きる力を育み生きがいを実感できるまちを目指すため教育行政執行方針に示すもののほか、民俗文化につきましては固有の自然観やアイヌ文化を次の世代へ引き継ぐため国による民族共生の象徴となる空間の整備・促進とそれを最大限に活用する町内活性化推進構想の策定、アイヌ博物館の経営基盤安定への支援、イオル再生事業の推進などを通してアイヌ文化の普及促進を図ります。

国際地域間交流につきましてはさまざまな交流を通じた人材育成や民間活力を活かした交流を支援するとともに町民の主体的な交流活動を推進します。

人権につきましては正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携を深めるとともに男女共同参画では第3次あいプランの推進に努めます。

主要施策の第4分野は産業であります。地域資源を生かした個性あふれる産業のまちを目指すため、産業連携雇用につきましては食材王国しらおいブランドなどの地場製品の活用や一次から三次までの産業間連携による地域競争力の強化と雇用の拡大を図ります。また商業や観光業などを含む総合的な産業振興の法制と取り組みを展望する（仮称）産業振興計画の策定に取り組みます。

港湾につきましては利用促進を図るため第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備を行うとともに港湾施設の維持管理に努めます。さらに上屋等の港湾施設活用の促進と港湾連携やクルーズ船の誘致に取り組み関連企業等へのポートセールスを進めます。

商工業につきましては町内外からの消費拡大を目指すと同時に町内中小企業を支援するためプレミアム商品券の発行や定住建築促進事業を実施します。また地場製品等の販路拡大を図る戦略的な営業活動や企業誘致の対象となる新規企業を開拓するために首都圏企業誘致フェアを開催します。さらに地場製品を活用する特産品PR事業に取り組みふるさと納税を促進します。

観光業につきましては国内外や道内からの観光客増加に向けた観光資源の有効活用やPRの強化を図るとともに、2月に設立された白老町日台親善協会と連携した誘客活動、旅行会社等と連携する戦略的観光事業や近隣市町村と連携する広域観光事業を推進します。

農林業につきましては白老牛の生産体制の基盤整備を推進し、町内の消費拡大と流通経路の安定的な供給を確保する町内生産流通体制の構築や生産から加工、流通、販売にも業務展開する六次産業化の促進、地産地消の推進を図る計画策定などの検討を行います。また林業は私有林対策として未来につなぐ森づくり推進事業に取り組みます。

水産業につきましては漁業経営の基盤を強化するため安定した漁獲量の確保と付加価値の推進に向けて各種栽培増殖事業の検証に取り組みます。

主要施策の第5分野は自治であります。人と人との理解と信頼による協働のまちを目指すためまちづくりの根幹となる協働の深化に取り組み、協働のまちづくり推進会議と連動する地域担当職員制度の運用を開始し関係団体等との連携を強化していきます。また地域活動の活発化を推進するため町民の自発的な検討による地区コミュニティー計画の策定に取り組みます。さらに開かれた行政の推進を図り情報共有や参加による対話・交流の強化を図り協働のまちづくりを推進します。

行財政運営につきましては財政健全化プランに基づく財政運営を着実に推進するとともに、さらなる行政の効率化を図るため事務事業の見直しや人材育成に努めます。また国の財政優遇措置がある過疎債を有効活用するため過疎地域自立促進計画の策定に取り組みます。さらに広域連携の強化を図るため苫小牧市を中心市とする東胆振1市4町による定住自立圏の構築に向けた取り組みを進めます。

次に予算編成について申し上げます。国の予算編成はデフレ脱却、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指しており増大する社会保障経費への対応などのため社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえ本年4月から消費税率の引き上げを行うこととしております。地方財政計画においては全国的にアベノミクス効果により景気が上昇傾向にあり地方の税収増が見込まれるため地方交付税は前年度比1%の減となっており、臨時財政対策債についても前年度比9.9%の減少となっています。しかしながら地方においてはいまだに景気回復の兆しを実感できず、当町においても景気の低迷や人口減少、企業収益の悪化から町税収入の減少が続いております。このような状況の中、平成26年度の予算編成は財政健全化プランに基づき持続可能な財政基盤の確立に向けた取り組みを着実に推進することを基本とし限りある財源の効果的、効率的な執行と国の施策などを有効に活用することにより先ほど申し上げた主要施策を展開することといたしました。この結果一般会計につきましては総額99億1,300万円、前年度比7億300万円、7.6%の増加となりましたが前年度からの継続事業としている（仮称）食育・防災センターの事業費を除くと88億6,478万円となり過去10年間で最少の予算規模となっております。

歳入歳出の概要について申し上げます。最初に歳入についてであります。町税は町民税が景気の低迷や人口減少と高齢化の影響もあり2,919万2,000円の減、法人町民税は企業収益の減少から669万4,000円の減、固定資産税は企業の設備投資の減少と別荘に対する住宅適用地の見直し等による増加から684万5,000円の増を見込んでおり、町税全体では前年度比4,637万円、2%減の22億8,215万4,000円を計上しております。

地方交付税については、地方財政計画では前年度比1%の減となっておりますが、当町では地方税が減収になる見込みであることから普通交付税は前年度同額の34億2,000万円を計上し、特別交付税は前年度まで算定された経費が見込まれなくなったことなどから前年度比6,000万円、17.6%減の2億8,000万円を計上しております。町債については6億9,610万円、前年度比990万円、1.4%の増となっております。このうち地方交付税の財源不足分を補てんする臨時財政対策債は4億2,200万円、前年度比1,200万円減の発行を予定しておりますが、前年度からの繰越予定事業を加えると7億円を超える見込みとなっております。

次に歳出についてであります。経常経費については総額83億8,388万円、前年度対比1億9,733万5,000円、2.3%の減となっております。主な要因は人件費が6,510万円の減、公債費が第三セクター等改革推進債の償還期間の延長により1億3,841万6,000円の減。繰出金が町立病院の経営改善取り組みなどにより6,836万3,000円の減などです。臨時事業費については総額15億2,912万円、前年度比9億33万6,000円、143.2%の増となっておりますが、主な要因は継続事業の（仮称）食育・防災センター建設事業10億4,822万円によるものであります。なお新規事業として28件、2億5,091万1,000円を計上したほか継続事業として港湾整備や道路事業など37件、12億7,820万9,000円を計上しております。

次に特別会計、企業会計について申し上げます。初めに国民健康保険事業特別会計についてであります。景気低迷による課税所得の減少に伴い歳入のうち保険税が前年度より1,017万8,000円の減額となりますが、歳出については医療給付費の増加が見込まれるため会計全体では

前年比4,898万1,000円の増となっております。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、本年度は2年ごとの保険料率の改正があり、また低所得者への軽減措置が拡充されることから北海道後期高齢者医療広域連合への負担金等が増加するため前年比1,487万3,000円の増となっております。

公共下水道事業特別会計につきましては、白老地区の不明水対策を継続して実施するほか、萩野地区の浸水対策を終末処理場の機械・電気設備改築に伴う事業費の増により前年比1億7,396万9,000円の増となっております。

学校給食特別会計につきましては、消費税改正に伴い歳入の給食費の値上げと歳出では材料購入費の増加がありますが、児童生徒の減少で前年比214万1,000円の減となっております。

港湾機能整備事業特別会計につきましては公債費償還が増加することから一般会計からの繰入金164万円を増加し前年比198万6,000円の増加となっております。

墓園造成事業特別会計につきましては、ほぼ前年度並みの予算規模となっております。

介護保険事業特別会計につきましては、介護給付費の伸びに対応し前年比7,070万8,000円の増となっております。

特別養護老人ホーム事業特別会計につきましては、ほぼ前年度並みの予算規模であります、昨年までは事業基金から繰り入れを行ってきましたが本年度からは一般会計からの繰入金で対応するものであります。

介護老人保健施設事業特別会計につきましては、昨年度に歳出で計上した退職手当組合負担金が減少したことから前年比1,378万円の減となっております。

次に企業会計であります、水道事業会計につきましては収益的収支では収入で3,987万8,000円、支出では6,296万6,000円と前年比で大幅に増加しておりますがこれは地方公営企業会計制度の見直しに伴うものであります。

資本的収支では、支出において2億5,260万9,000円の減と前年比で大幅に減少しておりますが、昨年計上した一般会計への長期貸付金が本年度は不用になったことによるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、病院経営改善計画を実行するため一般会計からの繰入金縮減と費用削減による緊縮予算であり、また地方公営企業会計制度の見直しに伴う改正項目を反映させた予算編成となっております。収益的収支ですが収入は前年度比8,435万1,000円の減、支出は5,034万8,000円の減となっております。また資本的収支ですが公立病院特例債の最終償還を含む企業債償還金支出であり前年度比5万2,000円の増となっております。

以上予算編成の概要につきましてご説明しましたが、詳細については後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果今年度の当初予算は一般会計99億1,300万円、特別会計70億8,453万4,000円、企業会計16億3,810万6,000円、合計186億3,564万円であります。

以上3月会議に当たり町政に臨む私の基本姿勢と3つの方針、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。26年度は私も強い意志とリーダーシップをもって将来のまちづくりに大きな期待と道筋を示し、確かなパートナーシップに基づく協働・連携による地

域実践を進め地域力創造の元年としていきたいと思ひます。国家の3要素は国民と領土と主権だと言われます。自治体の3要素は住民と区域と自治です。主権は国民に存すると同様に自治は町民に存する。まさしく住民自治が基本であり行政はその地域力の發揮を促進する事務局であります。町民の皆様とともに取り組む実践力が地域力の創造でありますので、町民と行政による協働のまちづくりの真価によって将来に向けた変化へのチャレンジと未来を切り開く新たな地域力の發揮を図り、笑顔あふれる住んでよかったと思えるまちに向かっけいきたいと思ひます。

最後になりますが町民の皆様、そして議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ平成26年度に当たっけの町政執行方針といたします。

◎教育行政執行方針

○議長（山本浩平君） 日程第5、次に教育長から平成26年度の教育行政執行方針の發言の申し出がありますのでこれを許可いたします。

古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 平成26年白老町議会定例会3月会議に当たり教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の使命は、人格の完成を目指し社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間を育成することありますが、知識基盤社会において接続可能な社会を実現するため改めてその使命を心に刻み、本町の次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち心豊かにたくましく主体的に未来を切り開く生き抜く力を育む教育を進めます。同時に子どもも大人も全ての町民が心をつなぎ合い共に生きる喜びと信頼を大切にし充実した人生をつくり出すために、自らを高め新たな価値感を示す学びの教育を進めてまいります。教育委員会といたしましてはこのようには決意のもと豊かな学びで社会を生き抜く力を育む白老教育の推進、自立・共生・創造の学びの創出を目標に掲げ取り組んでまいります。以上家庭教育、幼児教育、青少年健全育成、学校教育、社会教育の順に推進の方針と主な施策を申し上げます。

確かな成長の教育的基盤である家庭教育、子育て支援、要保護児童家庭への支援、幼児教育・保育、青少年健全育成について、またこれら本町の教育的基盤を支え子ども施策の基軸と位置づける「しらおい子ども憲章～ウレシパ（育ち合う）～」の具現化について申し上げます。近年少子化の進行とともに子どもたちを取り巻く社会環境も変化は著しく、その功罪が成長にさまざまな影響を及ぼす中で子どもの笑顔輝くまちづくりの実現がますます重要になってきています。子どもの確かな成長は町民全ての願ひであり、そのためには生き抜く力を育む基盤となる子育ての環境づくりが大切であります。したがって白老町の未来を担う人材の育成という視点からも重要と位置づけ、子育て支援の充実を図り心身ともに豊かで健やかな成長をする環境づくりの推進に取り組んでまいります。

初めに家庭教育・子育て支援についてであります。核家族化や地域のつながりの希薄化によ

り家庭や地域が果たしてきたしつけや社会性の育成など教育機能が弱体化しつつある中、子どもの健全育成に大きく影響する家庭は教育の原点であり全ての教育の出発点であることの重要性の再確認を図る事業の展開を進めてまいります。そして地域で孤立する子育て家庭をなくし白老の子どもは町民みんなで育てるを合い言葉に学校・家庭・地域・行政が連携し、安心して子育て・子育てができるようそれぞれの役割を果たしていく環境づくりの充実に努めてまいります。

乳幼児を持つ家庭には子育て中の親子が気楽に集い子育ての不安や悩みを相談し合える交流の場を提供する子育て支援拠点事業の充実に努めてまいります。

また保育園機能の拡充を図るとともに関係機関とのネットワークを推進し子育て家庭への支援に取り組んでまいります。

子ども発達支援センターでは子育て支援と療育支援の両面から乳幼児期の発達等に関する相談、療育指導を行い、関係機関と連携して乳幼児時期の発達を支援してまいります。

また学校通学中の障がい児を対象に実施しております放課後等デイサービスの一層の充実に努めてまいります。

次に要保護児童家庭への支援についてであります。児童虐待の問題は年々増加をたどり大変深刻な社会問題であり、児童虐待は一部の特異な家庭の出来事ではないという認識に立ち、子どもを持つ全ての親を念頭に入れ児童虐待防止の取り組みを進めてまいります。本町においても児童虐待対応件数が増加し育てづらさの問題、経済的な問題や保護者のメンタル面の問題など個々の内容は複雑で緊急を要する傾向にあります。このようなことから児童虐待防止の啓蒙・啓発活動や児童虐待の発生予防、早期発見から事後支援に至るまで要保護児童対策地域協議会を中核とした児童相談所や関係機関等との連携を強化し総合的支援体制の強化に努めてまいります。

次に幼児教育保育についてであります。乳児期の保育、幼児期の教育及び保育は生涯にわたる人格形成の基盤を担う極めて重要なものであること、また少子化対策の重要な柱の1つであります。このことから引き続き私立幼稚園への支援を行うとともに、町立保育園においては地域の子育て支援の拠点として保育事業の充実に努めてまいります。

さらに障がい児保育、延長保育事業などを展開している民間保育園に対しましても運営支援を進めてまいります。また平成27年度から本格施行となる子ども子育て関連3法に基づく幼児教育保育、地域の子ども子育て支援を総合的に推進する新たな支援制度への移行に向け必要な準備を進めてまいります。このため、先に設置された子ども子育て会議において、子育て家庭のニーズ調査結果を踏まえて白老町子ども子育て支援事業計画を作成定してまいります。

また社会情勢の大きく変化する中で保育園が入所児童や働く親に対する支援だけでなく地域の子育て家庭に対する育児支援の施設としての役割も期待されるなど多様な保育環境が求められております。したがって適切な保育環境を提供できるよう保育園の民営化や再配置などを盛り込んだ（仮称）白老町保育事業運営計画を作成して白老町の子育て支援のグラウンドデザインを示してまいります。

次に青少年健全育成についてであります。変化の激しい社会情勢の中、青少年による非行や犯罪、いじめ、児童虐待、ネットトラブルなど子どもを取り巻く環境は極めて厳しい現状にあります。このような現状から青少年健全育成の推進につきましては学校・家庭・地域の協力体制の強化を図るため、青少年育成町民の会を初め青少年健全育成にかかわる団体との一層の連携を進め町民総がかりの地域教育ネットワークの強化してまいります。

また青少年センターを核として学校・家庭・地域の協力による見守りや巡回活動を強化するとともに、啓発活動を行い子どもたちの安全確保や非行防止に努めてまいります。

さらに児童館、児童クラブなども放課後児童対策事業については子どもたちが安全で健やかに活動できる環境づくりに努めてまいります。

次に本会議で提案させていただいております「しらおい子ども憲章～ウレシパ（育ち合う）～」の具現化についてであります。本憲章は子どもと大人がそれぞれの役割を担いともに信頼し合い、互いに育ち合うことを通して人にやさしいまちづくりを目指していくという趣旨のもと子どもと大人がともに未来に夢や希望を持って元気に生きていくことを誓った協働型の行動指針であります。この憲章の具現化を図るために平成26年度を子育て・子育て元年のスタートの年と位置づけ、しらおい子ども憲章を行動計画に基づいて学校・家庭・地域・行政の連携を図りながら子ども未来会議の開催を初めさまざまな施策を実施してまいります。

次に学校教育について申し上げます。子どもたちが夢や希望の実現に向けたたくましく成長していくことができるよう学校・家庭・地域が課題を共有し三者が一体となった教育活動の推進に取り組んでまいります。

はじめに、学力の向上についてであります。子どもたちが将来、社会で自立して生きていくために必要な基礎学力を保障することは学校教育を担う重要な責務であります。そこで子どもの知・徳・体を統合し社会を生き抜く力を育むためにその中核をなす確かな学力を獲得させることは喫緊の課題であります。そのためにこれまでの児童・生徒の学力向上を目指す白老町スタンダードの実践を進化させ、全町的な学力向上の取り組みをさらに進めてまいります。

子どもが公私を超えて意欲的に学び続けることができるように学習指導や生徒指導の連続性、系統性を重視した小中連携の取り組みを進めるとともに習熟度別指導や小人数指導など指導形態の工夫や学力向上サポート事業を継続し、時間講師2名を小中学校に配置するなど子ども一人一人の学習状況に応じたきめ細やかな指導の充実に努めてまいります。

また家庭での学習習慣の確立や読書活動の推進、長期休業中のふれあい地域塾、ステップアップ地域塾を実施し学校・家庭・地域がともに子どもを育む地域ぐるみの取り組みを進めてまいります。支援の必要な子どもの教育につきましては特別支援教育支援員5名を配置し、個別の教育ニーズに応えながら多様な学びの場を提供し子どもの状況に応じた支援体制の充実に努めてまいります。

アイヌ文化を学ぶふるさと学習につきましては国立の博物館の開設を見据えながら、現博物館での体験的な活動と各教科、総合的な学習の時間等の内容を関連づけたふるさと学習指導モデルの作成に着手し、アイヌの人たちに対する正しい歴史認識と伝統・文化を学ぶ学習活動を

通じてふるさとへの愛着を育む教育の充実を図ってまいります。

次に心と身体の育成についてであります。豊かな心と健やかな身体の育成は生き抜く力の重要な要素であり、道徳教育や体育・健康に関する指導など学校教育全体を通じて取り組みを進めてまいります。

道徳教育の要は道徳の時間であり道徳教育推進教師を中核として指導内容、指導体制等の充実はもとより積極的に保護者や地域住民に授業を公開してまいります。

また子どもの心を育む重点月間を設定し学校全体の取り組みを進めるとともに、職場体験を初めボランティア活動、自然体験学習、高齢者や福祉施策と交流学習のほか中学2年生を対象とした認知症サポーター講座を実施するなど人や社会とのかかわりを通して子どもの規範意識や思いやりの心、生命を大切に作る心を育ててまいります。

いじめの問題につきましては人間として絶対に許されない行為であるという認識のもと未然防止と早期発見、早期解消を図るため学校、町教委、関係機関等が組織的に対応できるよう白老町いじめ防止基本方針に基づき日常的な指導を強化してまいります。

さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センターの指導員を活用した相談体制等を整備し子どもを取り巻く環境改善と心の成長を支援してまいります。健やかな身体の育成につきましては体育の授業での体づくりや部活動、一校一実践の体力づくりの取り組みなどを初め新体力テストの実施を通して日ごろ体を動かす運動習慣づくりに取り組んでまいります。

また飲酒、喫煙を含めた薬物乱用防止教室やがん教育の試行など健康管理に関する保健教育の充実を図ってまいります。

さらに、食を通して子どもたちに望ましい食習慣を身につけさせるため栄養教諭を配置し、健康な食生活を実践できる食に関する指導の充実を努めてまいります。(仮称)食育・防災センターにつきましては、平成27年4月の供用開始に向け準備を進めてまいります。

次に信頼される学校づくりについてであります。学校教育の質の向上に向け地域の教育力を高めていくためには学校が地域の核となり地域住民や保護者との信頼関係、協力関係を深めながら学校教育への参加機会を拡充し相互理解を図っていくことが重要であります。そのため、開かれた学校づくりをさらに推し進め情報の受信、発信機能を高めるとともに学校評議員制度や学校支援地域本部事業の継続、青少年育成機関との連携強化、またPTAと一体となった望ましい生活習慣の定着を図る取り組みなど保護者・地域住民が学校の教育活動への支援や学校運営に参画できる体制づくりを進めてまいります。

教職員の資質向上につきましては教員の専門性と指導力向上を図る実効性のある研修を進めるため、町教委研究指定事業白老町教育研究会への支援を継続するとともに子どもの多様な現状に対応するための総合的な人間力、教師力の育成を目的に白老教師塾を実施いたします。

安心・安全な学校づくりにつきましては昨年10月の総合防災訓練を踏まえ、地震津波等を想定した危機管理体制を再点検するとともに气象台や消防、警察等とも連携した防犯・防災教室や交通安全教室、応急手当研修など子どもの命を守る研修事業を進めてまいります。

学校施設の耐震化につきましては緑丘小学校校舎の耐震改修を行うとともに現在見直し中の学校施設耐震化推進計画の改定を行います。

小学校の適正配置につきましては白老町小学校適正配置計画に基づき保護者や地域と協議を行ってまいります。また社台・白老地区においては各学校や保護者との協議を行い統合準備委員会を開催することができました。今後は子どもたちや保護者の交流、統合に向けての課題について統合準備委員会で協議を行い平成28年4月の開校に向け準備を進めてまいります。

共に学び合い明日を生き抜く力を育む社会教育について申し上げます。いつでもどこでも町民誰もが学ぶことの意味や楽しさ喜びを実感できる生涯学習社会の環境づくりに取り組んでまいります。

初めに青少年教育についてであります。本町の持つ豊かな自然、歴史・文化など地域の資源を活用した体験活動やふるさと学習を通じて郷土への愛着心や互いを尊重できる豊かな心を育むとともに学校・家庭・地域が連携した地域社会における活動機会の創出により豊かな感性とコミュニケーション能力の向上など社会で生きる実践的な心と体の育成を図ってまいります。

次に芸術・文化活動についてであります。歴史と文化のまちにふさわしい芸術・文化活動の充実を図るため白老町文化団体連絡協議会やNPO法人しらおい創造空間「蔵」など関係団体への支援活動を行うとともに、連携・協力のもと町民が主体的に活動できる心豊かで活力あふれる地域文化の向上に努めてまいります。またみんなの基金などの制度活用を促進し時代の要請やニーズに即した事業展開を行うとともに、民間活力を活用した芸術・文化事業の推進に努めてまいります。さらに高齢化社会における健康づくりや生きがいくりのため、高齢者大学におけるクラブ活動の充実や世代間交流の機会創出など魅力ある学びの向上と大学運営の活性化を図ってまいります。

次に文化財についてであります。本町の歴史や文化遺産を活用し町民が郷土愛を持つことができるようふるさと教育などの学習機会の充実に努めてまいります。また仙台藩元陣屋の史跡や資料館における催しを初め関係団体との連携のもと学習会や企画展の開催など積極的なPRと資源の活用を図ってまいります。さらに引き続き埋蔵文化財巡回展を開催し文化財を身近に感じられる機会の創出に努めてまいります。

次にスポーツ振興についてであります。子どもから高齢者まで日常生活の中でスポーツに親しみ心身の健康づくりを促進するため白老町体育協会などの関係団体と連携し各種大会やスポーツ教室などの体育事業を積極的に開催いたします。総合型地域スポーツクラブGenキングしらおいクラブにつきましては教育委員会において事務局を担当することから従前同様積極的な事業運営を展開し、町民の体力向上と主体的な健康づくりの推進に努めてまいります。

次に図書館についてであります。全ての町民が読書に親しみ生活の知恵を得て身体の健康とともに、心の豊かさを育み誰もが親しみやすい図書館を目指すため町民ニーズを踏まえた蔵書管理に努めてまいります。また関係団体やボランティアとの連携による季節ごとの展示コーナーの開設、読み聞かせ会の開催など読書環境整備に努めるとともに移動図書館車の運行や本の宅配サービス、学校図書館との連携による読書機会の充実に努めてまいります。

以上平成26年度の教育行政に関する主要な方針について申し上げましたが、教育委員会といたしましては本町の将来を担う子どもたちの豊かな成長と町民一人一人が生きがいを実感できる生涯学習活動の幅広い展開を進めるために、学校・家庭・地域はもとより関係機関、各種団体等とのさらなる連携のもと本町教育の学びがより一層前進することを目指しております。そのために学校力はもちろん家庭における教育力や地域の持つ教育力を高めながら、自立・共生・創造の学びの創出をキーワードに子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな身体を育む学校教育の充実、また町民一人一人が生きがいを感じる、学ぶことのできる生涯学習に向けての環境整備の推進に向け創造力・行動力・協働力をもって信頼される教育委員会を目指し業務に専念したいと考えております。町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。平成26年度教育行政執行方針といたします。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時10分

再 開 午前 11時20分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

◎議案第47号 第三セクター等改革推進債（借換債）の起債
に係る許可の申請について

○議長（山本浩平君） これより議案の審議に入ります。

日程第6、議案第47号 第三セクター等改革推進債（借換債）の起債に係る許可の申請についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） ページ数は議47-1でございます。

議案47号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について。

地方財政法第33条の5の7第1項の規定により第三セクター等改革推進債の起債について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり北海道知事に許可申請することを同条第3項の規定により議会の議決を求める。

1 起債の目的、平成22年度に起債した第三セクター等改革推進債の借りかえに必要な経費に充当するため。

2 起債の限度額、13億9,550万円。

- 3 借入先、民間等資金。
- 4 起債の方法、普通貸借または証券発行。
- 5 起債の利率、年5.0%以内。
- 6 償還の方法、17年以内に償還する。元利均等、元金均等または償還期限に一括償還の方法による。ただし町財政の都合により償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借りかえすることができる。

平成26年2月27日提出。白老町長。よろしくご審議願いたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。このたびの借りかえにどうのこうのという問題ではないのですが、私はこの第三セクター導入のときに反対したものですから、これは導入すべきでないのだと、間違いなく2億円ずつ毎年償還するのは財政に大きな影響を与えるのだと。それから2億円ずつ償還していくことは町民の細やかないろいろなところに波及して行って、必ず困るのは町民だけなのだ。私は導入にこう強く反対したはずなのです。それが今回の2度目の財政再建の大きな1つの要因になった、このように行政側は認めているのですが。だからどうのこうの言うわけではないのです。もうやってしまった、導入したものですから。ですから私が言ったことは間違っていなかった、このことだけは自分自身に強く心に納めておいているのです。そういうことで財政再建の中で先延ばしをしなければならない、このことは当然なことだと思いますし、一言だけ私の言ったことは正しかったとこのことだけ私は申し上げておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） この件について何か町側のほうでございましたらどうぞ。

○5番（松田謙吾君） 質問ではないけれども、賛成はします、だけれども一言だけで反省の弁ぐらい言ってください。答弁ください。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今回議案を償還期間の延長ということで提案させていただきます。今ご質問の中にもありましたとおり、当時10年で借りて毎年2億円ずつ返還するというようなことで、確かなのそのことが一般会計を圧縮するというようなお話も当時はあったというふうに押さえております。ただそのときの判断として会計を統合してというようなことで、いわゆる連結的にいかなものかというようなことの判断の中で当時はご提案させていただきました。いろいろ考え方の押さえ方というのはあろうというふうに思っていますけれども、当時の判断として毎年2億円の返済ということが、プログラムの中で実施できるというような判断の中で決断したというふうに押さえておりますけれども、確かに経済情勢の変更等々で今の財政状況がこのようになるとそのことが毎年の支払いが非常に厳しくなってくるというようなことで、当初プランの中でもお示したとおり、この期間を延長して単年度の返済を圧縮するというようなことで今回のプランの中で考えさせていただきました。いろいろ視点の押さえ方で間違

いか間違いではないかということではなくて、その時々の方針判断として提案させていただいたというふうに思っておりますので、結果的に延長するということは当時の10年がよかったのかどうかということもあるとは思いますが、私どもはそういう判断の中で当時方針判断して、今回このような財政状況の中で再度延長させていただきたいということでご提案させていただきました。今のご意見はご意見として真摯に受けとめたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第47号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第7号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第7号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） ページ数は議1-1でございます。

議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第7号）。

平成25年度白老町の一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出の予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ16億240万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出総額それぞれ112億4,098万5,000円とする。

2 歳入歳出の予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表、地方債補正」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入り入ります。

ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので区切りを設け質疑を行いたいと思います。歳出から質疑に入ります。議案第1号の32ページをお開きください。歳出32ページから歳出49ページまで、1款議会費から3款民生費までの歳出について質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番(吉田和子君) 2番、吉田です。49ページまでありますので何点か質問したいと思います。

まず35ページの地上デジタル放送難視聴対策事業ということでこれは本年度をもって終了するというふうに以前に説明がありました。白老町はやっぱりいろいろなところが難視聴という地域があって、なかなかいろいろな問題で簡単に解決できるものではないものもあったと思うのですが、今の白老町の状況の中で難視聴の地域というのは改善されたのかどうか、そのことを1点伺いたいと思います。

それともう1点、今後そういった問題の対応はどういった形でどの課が担当されていくのか、その点を伺いたいと思います。

3点目、39ページの町内会に対する街路灯電気料に対してなのですが、ここの中では削減をされていますけれどもCO2削減それから電気料が高騰しておりますけれども、そういった中で以前に私はLEDへの切りかえを質問したことがあるのですが、壊れた場合、使えなくなった場合に新規に取りつけるときはLEDに切りかえていくということだったのですが、25年度そういったことの対応が何点くらいあったのか、何点くらい切りかえていったのか、その点を伺いたいと思います。

それと41ページの介護基盤緊急整備等特別対策事業ということで玄洋会のグループホームを建設事業についての補助金の関係で伺いたいと思います。これは道費ということですのでこの施設の開設の時期はいつごろなのか。それから施設内容、グループホーム等が中心になると思うのですがその点伺いたいと思います。

それともう1点はそのグループホームは第5期の介護保険の計画の中に含まれている数なのか。その辺を確認したいと思います。

在宅老人福祉事業、41ページのところで伺いたいと思います。本年度灯油の高騰により福祉等に対する補助制度がありました。これは5年ぶりぐらいに国で補助制度を設けたのですが、167市町村ぐらいが実施をしたというふうに伺っております。白老町だけが灯油が安かったわけではありません。高齢者の方は大変苦労されて、なるべくたかないように、なるべく厚着をし

て湯たんぽとかを利用して布団の中に入って暖をとるそういった苦勞を大変されておりましたけれども、財政が大変厳しい中で白老町としてはこの福祉灯油の補助のことは全然検討はされなかったのか、その点伺いたいと思います。

それと49ページの子育て世代の臨時特例給付金の給付事務経費、これは5,000円と載っているのですが、これの事業はどのような説明があったのか。これは消費税が8%になるということでの子育て世代への支援としての特例交付金のことだと思うのですが、どのような対象で支給方法等の説明があったのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） それではまず地デジ難視聴対策の関係の質問にお答えさせていただきます。今年度ギャップファイラー局を1局設け、これで全部で20局、20カ所の難視聴対策の施設の整備を完了いたしました。この間20局に対する対策の世帯数というのが4,424世帯が影響あるであろうということでの調査を実施し今回20局目の対策をいたしました。これでほぼ完了かなと思いますが、実際に今後若干の向きですとか電波の強弱がございしますので、これらにつきまして北海道総合通信局とも連携しながら何か問題のあった場合については対応していきたいという考え方でございます。担当につきましては生活環境課のほうで対応させていただきます。

次に街路灯のLED化でございますが、ご質問の平成25年度につきましては13灯設置いたしております。21年度まではLED以外の灯部を交換するということがございましたが、平成22年以降は2灯、5灯それぞれ数がございますが、それぞれ更新に際してはLEDに更新をいたしております。現在町内関係でいきますと26灯のLED化が進んでございます。以上であります。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 介護基盤緊急整備等特別対策事業におけます高齢者の複合施設の関係でございます。開設時期につきましては本年10月を予定して今現在工事中でございます。施設内容につきましては認知症のグループホーム2ユニットのほか介護の通所デイサービス、それと介護つきの有料老人ホーム60床、それと居宅介護支援事業所、ケアマネさんの事業所を複合的に建設してございます。

次の福祉灯油の関係でございます。白老町におきましては今年度においては実施しておりません。検討については一応以前、平成19年、平成20年に行った過去の実績等を踏まえまして試算をいたしました結果、一般財源として800万円以上の一般財源になるということで一応検討はいたしましたが本年度については財政事情もあることから福祉灯油の支給は見送ったところでございます。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 認知症高齢者グループホームの関係でございますけれども、第5期の介護保険事業計画のほうの施設整備のところグループホーム2ユニット18人定員、計画に盛り込んでおります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ご質問の中で政策的な部分があります福祉灯油です。今担当課長のほうから説明したとおり、私どもも担当部局のほうからその旨の協議がありました。昨年実施を見送っているということも踏まえて、昨年も検討した、それとことしについても先ほどのとおり過去にやった対象を基準にどのぐらい経費がかかるかというようなことで検討しました。数字的には先ほど課長が言ったとおりなのですが、道の補助制度もその前と変わりました非常に道の補助も減少してきているということで、町の単独の持ち出しが多くなってきているというようなことで、非常に過去の事例から見ますとリッター当たり100円を超えた時点でそのような制度を活用した中で実施しているという状況なのですけれども、先ほど言いましたとおり非常にこういうことばかりでいうと何もできなくなってしまうのですけれども、プランを計画している最中だったものですから非常に厳しい決断にはなりましたけれども、今年度につきましては町の持ち出しが多くなるというようなことで見送らせていただきました。なお次年度以降はそれにかかわらずその都度その都度検討はしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 先ほどの子育て世帯の臨時特例給付金の事務経費5,000円の計上でございますけれども、これにつきましては2月に説明会がありまして、その中で事務の実施要綱とか実施主体だとかいろいろな詳細な説明がございました。ただその中で先ほど支給対象額とかその辺なのですけれども、対象児童は26年1月現在の児童手当支給対象児が該当になりますけれども、基準につきましては26年1月1日現在住民登録のある方ということで、これにつきましては公務員の方も一元的に白老町で支給するということになってございますので、それらをもとにそういういろいろな事業内容とか今後の進め方だとかの説明会がございまして、これにつきましても国の補助対象となるということで今回計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。地デジの関係なのですが難視聴のギャップフィルターをつけたということでほとんどないということだったのですが、この間ちょっと相談がありました。美園団地の4階でテレビが入らなくなったと。チューナーをつけている方もそれからBC、地デジをつけた方もテレビが映らなくなったということで、まだその対応がされていないということなのです。今調査中みたいなのですけれども、そういったことがまだ出てくるというのは団地ですから、その団地に設置したものが悪いのかその辺わかりませんが、地デジ難視聴対策は終わったということでその影響ではないのか、その機械の影響なのかということはまだ調査中でわからないのか。やっぱりテレビを見られないという方は大変寂しい思いをされております。入ったり入らなかったりするのだそうです。今までこちらは入っていたけどこちらが入らなくなったとか、こちらが入りだしたらこちらが入らなくなったとかということが繰り返り行われているようで全然入らないときもあるということなのですから、その辺

の対応はちゃんと生活環境課でしていくということですので、まだまだきちんと収まっていることではありませんのでそういった対応をいち早くできたら、困っている町民の方々に連絡をして状況説明をきちんとしていただきたいというふうに思います。

それからLEDの関係はわかりました。大変値段の高いものですし、ただ電気料がかなり違ってくるということがありますので長い目で見ていった中でこれを切りかえていく。すみません、何灯中何灯までいったのかとお聞きすればよかったですけど、今まで26灯ということでどれぐらいの割合になっていくのかということと、これは何年ぐらいかかるか、これから壊れたところを変えていくわけですから何年という見通しはないでしょうけれども、町の計画としてLED化をしていくのだという計画を持つのか持たないのか。あくまでも壊れたら入れかえをしていくのかその辺のお考えを伺っておきたいと思います。

それから介護基盤緊急整備特別事業のことなのですが、第5期の計画によるグループホームの設置ということで来年度の保険料にはね返らないのではないかと考えております。第6期の計画の保険料にはもう第5期の保険料の中にこのグループホームの2ユニット分は入っているということで考えていいのですよね。そういう中で私、十分理解できなかつたのですが、ごめんなさい。居宅というふうに言いました。これは白老町でずっと以前から計画していた在宅介護居宅支援の施設なのか、その辺ちょっと理解できなかつたのですが、白老町でずっと以前から計画していました居宅介護支援事業というのがなかなか手を上げる人がいなくてできていませんでした。これのことなのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

それと福祉灯油の件はわかりました。総務省からは3月に税として必要な措置を講じたところには特別交付税で支給するという事になっていきますので実施しない白老町はないということですね。以前に質問したときに100円以上になったら当然やるというような答弁だったのです。100円以上にならないうちはしませんという感じの温かく冷たい答弁だったのです。私は本当にご苦労されて年金6万円ぐらいの方で生活保護もいただかないで、生活保護の方は1万円灯油代が出るのです、だからいいのですけど、出なくて本当に食べるものを切り詰めてやっている方がいらっしゃる。そういう方たちに支援をできない今の白老町の財政の厳しさをより一層つらいなというふうに感じたのですが、副町長の答弁で今年度は考えていきたいということですので、必ず冬がきますので本当に前もって予算が組めるような形を何とかつくっていただきたい。これは新年度予算にかかってくるのでちょっとあれなのですが、そういう反省を踏まえて考えていただきたいというふうに思います。

それから子育て世代の臨時特例給付金なのですが、これは26年1月1日からのものが入ることですのでこれの周知の方法、ちょっと何かで見たのですが個人通知も含めてやっていくのだというお話があったのですが、そういったことをされる考えがあるのかどうかということと、それからもう1つ。母子家庭では児童扶養手当をもらっています。そういった家庭の方も入るというふうに見ているのですが、児童手当はもちろんもらいますので児童手当の部分でそれが含まれているのか。なぜ特別に児童扶養手当をもらっている方もというふうに書かれていたのか。その辺ちょっと変だと思って見ていたのですがその辺はどうなのかということ

と、これは高齢者とか非課税世帯に対してもあるはずなのですがそういった説明は今回なかったのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 地デジの関係の4階建のことでお答えいたします。地デジがオリンピックの頃からちょっと映りが悪くなったという形で苦情がありまして、その辺で対応をいろいろとやっておりました。アパートに1本ずつアンテナが立っていたのですけれどもそれに電波がきていないということで、何で電波がこなくなったかということをいろいろ調査しまして、高さがちょっと高いところにアンテナがあるために電波が入らなくなったとそういうことがわかりましたので、一応アンテナを低くしてある程度電波が入るような形で今調整しております。その中で多分アンテナの位置も変わりますのでチャンネル等の設定もあります。その辺も各戸配布してチャンネルの設定ができない方は連絡もらえれば役場のほうでチャンネルの設定をするという形で今対応しておりますのでご了承いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） ただいま美園団地の地デジの関係お答えさせていただきましたが、20局の中には実は美園団地の中にも中継局がございまして、原因が別物であったということですので、ほかの地区も含めまして先ほど申しましたとおりご相談、見られない部分については私ども職員が個別に対応させていただき、総合通信局とも連携をとるという考え方でございます。

次にLEDの関係でございしますが、総数につきましては1,850灯のうちのまだ26灯ということですので。この街路灯関係でいきますと、これは町内会が設置して町が補助してというものでございますが、このほかに町の防犯灯というのも約1,500ですがあるのです。これにつきまして今LED化についての検討を進めておりますので、これらとも合わせて今後少しでも進むように努力をしていきたいという考え方でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 先ほどご質問ございました居宅介護支援事業所の関係でございしますが、玄洋会のほうでは平成24年8月に既に居宅介護支援事業所白老を開設しております。それによりまして、ことし10月に複合施設ができた中で今大町にあるところからその施設の中に入ることになります。駅前の観光協会の2階になるのですが、そこで既に開設しております。ケアマネジャーが配置されていまして、そこでサービスを受ける方のケアプランを作成する事業所になっております。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 私のほうから先ほどの子育て世帯の臨時特例交付金の関係で高齢者とか非課税者、それと児童扶養手当をもらっている方に対する関係でございします。厚生労働省の補正予算の中で今言われた町民税の非課税者に対する臨時福祉給付金というのがございします。これについても平成26年1月1日現在住民票を白老町においでいる方々に対して支給するというので、26年度の町民税の賦課状況が関係してくるものですから当初予算には計

上してございません。ただ今事務の準備は進めております。今言われました高齢者とかに対するものも含めまして準備は進めておりまして、原則非課税者に対しましては1万円の支給。それと加算といたしまして、いろいろありますが今言われた町民税非課税者の中で年金をもらっている方とか、今言われた児童扶養手当そういうものもらっている方に対しては加算があるというような制度がありますので、今後そういう形で事務を進めまして、うちのほうでもいろいろと広報等でそういうことを皆さんに周知したいという考えで準備は進めております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2点だけわからなかったのもう1回伺います。私が言っている町の介護保険の計画の中では居宅介護支援サービス事業というのは宿泊もできる29人が限度で登録制度でやる居宅介護の施設なのです。先ほどケアマネージャーがケアプランを作成すると言ったので違うものなのかと思って、その辺がちょっと縦分けができなかったので伺ったのです。その辺の確認をしたいと思います。

それから今の臨時特別給付金の関係はわかりました。ただいろいろなものを読んでみますと、これは確かあくまでも自己申請なのです。いろいろ複雑です、非課税とか何だとかかんだとか。自分がそれに対象になるかどうかということがわからない人が必ず出てくると思うです。そういった方に対して先ほど言いましたように自己通知いうのがあるのか、それまでやって落ちた人がいないようにしてもらいたいという話がありましたのでその辺の確認をしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 先ほどおっしゃっていたサービス体系なのですけれども小規模多機能型居宅介護支援事業の関係でしょうか。泊まりと通いという形でそれがこういう名称になります。小規模多機能型というのですがよろしかったでしょうか。

それで第5期のときの介護保険事業計画には実際盛り込んではい入るのですけれども、実際事業所さんのほうでやるどころかあればうちのほうは受ける形になる考えでおりますけれども、ただ実際事業を展開するに当たって、まずニーズがあるかどうか、または解説する場合の事業所としてはやっぱり基準がございまして、その人員体制の部分から考えるとニーズに対して人件費そちらのほうで採算とれるかどうかという問題がありますので、そういったところはいろいろな考えがございまして。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 臨時福祉交付金及び子育て世帯臨時特例給付金の関係の周知の方法なのですが、子育てのほうはいろいろな周知の方法というのがあると思いますので検討しているというふうには聞いてございます。ただ臨時福祉給付金につきましては基本的には非課税者全員に給付するというのが原則なのですが、先ほど議員からお話ありましたように本人の申請制度ということになるものですから、ご本人への周知ということが担当部局からできないというようなこともいろいろ国からも通知がきているものですから、その中で方法としてどういうものが考えられるかということでいろいろ検討している最中とございまして、例えば

介護保険料でいけば65歳以上の方を対象に保険料の段階でございますので、その段階の該当する方に対してそういう周知の方法とかいろいろあるかと思っておりますので、国が言っている個人情報等に抵触しない形で周知の方法をいろいろ検討した中で町民の皆さんに周知していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 12時00分

再 開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き同じところでやります。歳出について32ページから49ページまで、質疑のございます方はどうぞ。

8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。2点をご質問します。

まず1点目65ページです。

○議長（山本浩平君） 32ページから49ページまで、議会費から民生費までの歳出についてお願いします。

8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 改めまして。ただ若干項は跨いでいるのですけれども燃料費についてです。45ページでまず質問します。これはほかの部分では質問しませんのでここでまとめて質問します。総合健康福祉センターの管理運営経費の中にある事業費で燃料費が重油単価増として152万6,000円計上されていますが、これはほかの部分の灯油等もあると思うのですが、この重油の単価等がどれほど上がっているのか。あとこの現状の契約の方法についてや見直しの頻度についてまず質問します。

○議長（山本浩平君） 熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 燃料費の関係でございますが、ただいま灯油等につきましてはこの2月から若干ですが下がってはきています。3円刻みくらいで下がってはきています。この後の需要の関係で減るということでこの後はまた少し下がっていくという情報を得ております。ただ昨年の秋口からかなりの金額が上がってきております。その分の影響が出ていると思います。細かい単価につきましては今ちょっと手持ちにありませんのでできれば後ほど答弁したいと思いますのでよろしく願いいたします。

燃料関係なのですけれども、これにつきましては白老の石油事業協同組合こと見積もり合わせの上単価を決定しております。主にほとんど毎月のように見積もり合わせをやって、そのときの情勢に合わせた形で石油事業協同組合と協議の上決定しております。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番、広地です。わかりました。単価のほうは何%ほど上がったかは後ほどで結構ですのでご答弁ください。

それで石油事業協同組合さんとの見積り合わせの上でほぼ毎月ごとの見直しを図っているということですが今ほかの部分でも、ほかの款に跨ぐのであれですけども、例えばプールの部分だと220万円以上今回補正予算上がっています。今ここで私が質問させていただいているこの総合健康福祉センターの部分だけでも150万円以上。ほかの全施設まではいいのですが、基本的には石油事業協同組合さんとの見積りも私は結構だと思っているのですが、例えばですけどいきいき4・6だとか、あとプールの部分や大規模に燃料を消費する施設についての部分は、例えば入札だとかその調達方法について再検討の余地というのではないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） かなり多いところの需要の部分につきましては、ただ全部が一律というわけではなくて、例えばA重油等につきましては大口、小口等に分けての単価の設定をしております。ほとんどの町内の燃料を入れているところはこの石油事業協同組合に加入していますのでそこの見積り合わせの方法をとらせていただいております。現在のところは大口のところを今のところは考えておりませんが今後の検討課題としていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 45ページと49ページでお聞きします。

まず45ページの乳幼児の医療費の助成経費の扶助費の関係です。なぜ私お聞きしているかという、出生率がかなり白老は減していますし、人口の転出によってかなり対象者、乳幼児も減っていると思うのですけれども、それにかかわらず医療費がふえてきています。ふえていることはいいのですが、これらの原因、逆に対象者がふえているのか。私が今言ったように減っているのに医療費がふえているのか。その辺の相関関係がどういうふうになっているかということと、今言ったように対象者の数です。25年度とできれば23、24、25年の推移をお聞きしたいと思います。

次49ページです。これはきょうも新聞に出ていましたけれども、保育士等の処遇改善臨時特例事業債、これは12月の議会の補正で335万2,000円を補正して保育士さんの処遇を改善するところについて、そのとき詳細の内容は聞いてもいまして説明もなかったのここでお聞きしますけれども、実際に今回の清算で2万5,000円余ってきていますけれども、どういう形で直接保育士さんに質の改善、賃金が還元されているのかどうか。多分2つの保育園だと思いますけど、人数とそれらの金額をお聞きしたいと思います。

あと細かい話ですけど、処遇改善でありながらなぜこれは、多分事務費だと思いますけれども消耗品やパーソナルコンピュータの賃借料がここに上がっていくのか。これは全部保育士方に還元されないのかどうか。その辺をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 乳幼児の医療費の助成の関係でございますけれども、当初予算で見込んでいた受給者数により実績見込みで49人ほど減っております。それで先ほど議員のおっしゃっていました22年くらいからの受給者数についてはちょっと手持ち資料がございませ

ん。それで受給者数が減っているのですけれども増額補正になった要因は入院件数が大変ふえておりまして、前年度と比較して14件ふえていまして120万円ほど増額となっております。それが今回の増額補正という形になってございます。給付額は多いのですけれども取り扱い件数が1,000件ほど落ちていきますので手数料のほうは20万円の減額ということでございます。

推移については後ほど答弁したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは答弁させていただきます。49ページの保育士の処遇改善臨時特例事業の関係です。今前田議員のほうから335万2,000円の金額が332万7,000円ということで2万5,000円の減額になっているということでございます。その332万7,000円の内訳についてお答えいたします。194万4,000円が小鳩保育園、138万3,000円が緑丘保育園です。もう一度繰り返します、申しわけございません。小鳩保育園には194万4,000円です。それから緑丘保育園には138万3,000円交付ということになっております。合わせてここで計算されています332万7,000円ということでございます。

続きまして前田議員のほうから人員的にはということございました。まず白老小鳩保育園14名ということで、保育士の以外の職員も入れて14名ということです。それから緑丘保育園のほうは保育士ほかかを入れて20名ということでございます。

それからもう1点があったと思うのですが事務経費の関係です。これについては補助事業の事務経費でございますので町のほうでそういった事務手続きを必要とするということで事務経費としてパーソナルコンピュータの賃借料とプリントトナーということでその分発注をしております。そちらのほうもこの処遇改善臨時特例事業の中に入っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 乳幼児医療費のほうを伺います。内容的にわかりましたけどかなり対象が減ってきて件数も落ちていまして。だけど額がふえたということは、これは平年ベースではなくて特に手術とか何か大きな要因があったからこうなのか、あるいは人数は減っているけれども単価当たりとしてはかかる医療費は上がっていると。そういう分析でいいのかどうかということです。

それと私聞くとかなり乳幼児の方、白老町立にも小児科あるのですが、ぜひ行ってほしいと思うのですが、私の周りで聞くと小児科は苫小牧のほうにかなり流れているのです。その実態というのは現実にそういう流れになっているのかどうか。町立病院の小児科のほうの患者数の推移についてどうなっているのか。その辺だけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 乳幼児の医療費につきましては今回特に入院がふえているということで、その入院の疾病の内容までは押さえてございません。ただ件数がふえて一人当たりの当初見込み金額よりも実績見込みが多くなっているという現実でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 町立病院の25年度2月までの小児科の外来の人数が1,533人です。24年が1,895人ということで360人減となっています。ということで平均的には一日平均となると25年が6.8人で24年が7.9人ということで約1.1人の減ということで、外来患者につきましても小児科のほうはちょっと落ちてきている状況でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

それでは質疑なしと認めます。

次に50ページから63ページ、4款環境衛生費から7款商工費までの歳出についての質疑を許します。

質疑のございます方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） まず53ページの子宮頸がん予防接種助成事業費です。これについては白老町も過去の経緯で積極的にありましたけれども、最近になって副作用とかで訴訟の問題になってきていますけれども、白老町において現時点での接種者と今私が言ったような問題が窓口、病院等に相談あるか。あるいは相談ばかりではなくて苦情とかあるか。そういうことが発生されているのかどうかまずお聞きしておきます。

次に59ページ、公共牧場管理経費です。111万4,000円で落ちていますがけれども、今非常に和牛が高値安定でいい条件になっているのですけれども、ただ現実を見ればこの公共牧場これだけ落ちているということで内容的なことをお聞きしたいと思います。私も多少知っていますけど、多分3牧場あると思いますけれども3牧場での預託頭数と現実にはこれは頭数の減によるものなのかどうか。もし減っていればなぜ減っているのか。それは牧場の草とかそういうものの栄養価がなくて利用されなくなったのか。現実には頭数が減っているから牧場を利用しないのか。その辺についてまず伺います。

次に61ページです。商工振興対策経費、これは振興公社で債務負担行為にもありますけれども、3カ年で見直しという説明がありましたけど、損失補償、今91万9,000円になっていますけどこの根拠をあげて、どういう利率でどういう結果がということの根拠の説明をしてほしいと思います。

それとこのポロト地区の購入は平成11年3月、年度でいけば10年度に買っているのけど、土地、温泉とか建物ありますけど実際に買った額、そして今からいけばもう15年になりますがこの間の利息が幾らになっているのか。多分債務負担行為が2億6,000万円になっていますからその額で収まっていると思いますけれども、その明細な額をお聞きします。

それで途中から町が利子の半分を持つことになっていますけれども、何年から持って今幾らになっているのかその辺について伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 私のほうから子宮頸がんの予防接種の関係でお答えさせていただきます。厚生労働省のほうから通知が参りまして積極的な接種の勧奨をしないようにと

いう通知が現在も続いております。そのために今年度におきましては接種者2月末現在で46名が接種してございます。昨年まではかなりの人数は接種しておりましたが、前年度までの人数は把握しておりません。今年度をそういうこともありまして今回補正で減額させていただいているわけなのですが、その副作用等における相談及び苦情等の健康福祉課への親御さんからの連絡とか医療機関からの相談とかそういうものは現時点ではきておりません。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今健康福祉課長のほうでご答弁ありましたが、私どもの病院のほうにも子宮頸がんワクチン接種後の問題があったとか今のところはそういう情報も入ってきていません。

以上です。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） まず町営牧野の関係でございますけれども、こちらにつきましては25年度の預託頭数が現実に1万1,140頭です。これにつきましては当初予定した頭数が2万4,390頭を予定頭数でしたが実際の頭数につきましては1万3,250頭ということで、1万1,140頭の部分が減っているという状況になってございます。こちらのほうにつきましては前田議員おっしゃいましたとおり、一応牧場の草の管理も行っているのですが装置改良等が進んでいないという状況もございまして少し傷んできている状況がありまして草も足りないという状況にもなってきてございます。そちらのほうにつきましても今後管理している方と打ち合わせしていきながら牧場の管理にしていきたいというふうに考えてございます。

それと振興公社の件につきましてはちょっと今こちらのほうに資料を持って来てございませんで後ほど。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 振興公社の関連の質問でございますけれども、最初に議案で今回出していますので私のほうからご説明申し上げます。

まず今回補正になった要因につきましては先日説明もしましたが、実は平成24年12月会議で一般会計の公債費を含めて財政が厳しい状況でございましたので借りかえをするというような議会のほうに提案をしまして、各金融機関とそれに向けて協議をしていたのですが、借りかえという方法ではなくて金融機関との協議で実は金利の引き下げを行ってまいりました。そういう状況の中で昨年ちょうど今時期ですけれどもそういうやりとりはやった中では、予算編成で振興公社の土地の借りの部分を借りかえという想定のもとで予算作成していたしましたので、その分低利のものに切りかえるということでございましたから今回そういう予算の編成をした関係上で今になって足りなくなってしまうということで今回の補正になりました。

それと当時平成10年に土地を取得してございましてこのときの取得価格が1億9,130万円でございます。その際にいろいろな取得のために係った経費がいろいろ登録免許税から不動産取得税も含めてその他にございますが、その他購入後に白老町が負担していた金融機関に借りた2億3,000万の原資に対する利息の総額は本年度までの累計をしますと3,537万828円でございます。

す。これが平成10年から平成21年までの金利の合計でございまして、平成22年からは実は金融機関と振興公社の協議の中で、現実ポロト温泉を振興公社として使っておりますので、その底地の部分に関する部分は振興公社が負担していくと。その他の部分については町が負担していくということで、22年からは町がダイレクトに振興公社に金利分をそのまま払っているような現状でございまして、22年から25年までの合計が1,284万5,410円となっております。ですからトータルして土地代も含め利子も含め当時の登録免許税、不動産取得税その他もろもろの経費含めて現在残高においては2億4,929万2,415円。これが25年度末の今の残高となっております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 公共牧場についてわかりました。今言うように装置改良、装置が非常に悪くなってきているのです。そして今、26年度予算の審議に入るかもわかりませんが、それはそこで別に議論しますが、現実には今ホルスタインとか肉牛も、担当課長もご存じだと思いますけど牧野、屋外で飼育するというのは非常にコストを下げるために普及してきているのです。内地のほうでかなりやっています。北海道でも道東のほうでやっているところが1カ所ありますけど。そういう観点からいけば今担当課長がお話したとおり、ただ装置管理が悪い、草が悪くなっているだけで済まされないと思うのですけれども、これから基幹産業である畜産、白老牛をますます振興しなければいけないのだけど、その辺の観点をただそういう形だけで収まるのか。今答弁された部分を含んで新年度予算で十分に議論されたという余地があるのかどうか。その辺だけ確認しておきます。

それと振興公社ですけれども説明わかりました。ただ91万9,000円借りかえた元金というのか、元は幾らで実績が幾らか、この91万9,000円の算出根拠はどうなっているのかだけ教えてください。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 根拠につきましては2億3,000万円今現在借りておりますのでその利子の部分でございまして。現状先に既定の予算で組んでおりましたので今回足りなくなった不足分を補正させていただいたということでございまして。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 現実には前田議員のおっしゃるとおり牧野管理は非常に厳しい状況になっているというのは現状でございまして。こちらにつきましても来年度の予算の中に牧野管理をきちんと反映させるということには至っておりませんが、今後利用をされている団体それから農協等含めましてしっかりとそここのところは管理していきたいというふうに考えてございまして。

それと先ほどの質問の中なのですが飼養頭数の関係なのですけれども、こちらにつきましても分娩の近い牛とかも放牧しているものですから、それによりまして事故等が出てきていますのでその部分が減っているという状況になってございまして。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。61ページの栽培資源管理型推進事業の補助金のビノス貝駆除の事業について。これは議案説明会で25トン韓国に輸出されたという説明があったのですが、この韓国に輸出される経緯について質問したいと思います。

それと参考程度に。韓国で何に使われるのか。以前私の質問の中でももちろんこのビノス貝の駆除に関して使えばもちろん資源、捨てればゴミというようなことも言っていました、食材として使えないかどうかということも以前聞いてきたので、まずその辺について聞きたいと思います。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 本間議員のご質問でございますけれどもこちらにつきましては韓国のほうには札幌の商社と、それから羅臼でビノス貝等だけではないのですが缶詰をつくっている会社がございます、こちらの会社のほうが韓国のほうにビノス貝を輸出しているという状況になってございます。確かに現状では今ビノス貝を輸出しているのですが、これは単品で輸出するというのは非常に難しい状況でございます。ロットが少ないものですから経費が非常にかさむということでこれのみでは輸出ができないという状況ありますので、今韓国のほうも放射性物質の関係がありまして非常に規定が厳しくなっております。それによりまして今後取り扱いをしていただけるかどうかというのは今後の話し合いになっていくのかというふうに押さえてございます。韓国につきましては食用、食べるものとして扱っているということになってございます。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 今の説明で大体理解しました。本州のほうではいろいろと需要があるというか、できれば本当にビノス貝を使って本町でもいろいろな、食材王国の一つになるかどうかはわかりませんが。クラムチャウダーだとかそういういろいろな食材に使われていると。韓国では特別にまた別な食材として使われていると思うのですが、今後やはりもし使えるものというか輸出できるのだったらできるとか。もちろんこれは予算にもかかわってきますし、今回これが抑えられてさらに広域処理にも予算で影響してくると思いますので。それと漁業者の水揚げにもなると思いますので漁組としてそれをやっていくのか、まちとして後押しをしていくのかちょっとわかりませんが、まちとしてのそういう考え方というのはどうでしょうか。継続してできるかできないかということも試験的にこれからやっていくのかどうかということもありますけど、できれば本当に次年度からそういうような取り組みに力を入れていただければいいかと思いつつ質問したのですが、その辺をお聞きして終わります。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、韓国のほうへの輸出につきましては先ほども申し上げましたとおり非常に規制が厳しいものですから、なおかつ貝では輸入ができるのですが先ほど言いましたようにロットが小さいものですからコストが

非常に高くなるもので輸送コストがかかるものですから単品では輸送ができないというのが現実でございます。スケソウとかそういうものを合わせて一緒に鮮魚と合わせて送ることができるになれば、こちらのほうも送っていきたいというふうには聞いてございます。

それとあと今この食材を使えるか使えないかということですが、ほかの業者さんなのですけれども使えるかどうか今試験をしてもらっている状況でございます。こちらにつきましても使えるという状況ができれば資源として使っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

それでは次にまいります。62ページから85ページまで、8款土木費から14款諸支出金までの歳出について質疑のございます方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 71ページから73ページの学校支援地域本部事業と学力向上サポートこれについてお聞きます。私も前回一般質問してますのでこれらについても聞いておきたいと思っています。

それで学校支援地域本部事業です。これは当初25年度にコーディネートふやすということで多分2名体制になって賃金で209万1,000円計上してはいますが、これについて90万円余っているということは、いろいろな事業やっていますけれどもコーディネートの役割が縮小したのか、あるいは時間がなかったのかその辺の観点でいいのか。あるいは臨時事業ですから単なる事務職員の話なのか。その辺をちょっとお聞きしておきます。

それと学力向上サポートについても緑丘小、虎杖小、白翔中の3校分で支援が2名ということで30万円残っていますけれども、もっと手厚い手当ができれば30万円出てこないと思うのですが、補助金の関係もあるのかどうかわかりませんが、その経緯と成果についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 学校支援地域本部事業と学力向上サポート事業の減になった理由ということでございますが、学校支援地域本部事業につきましては当初道の補助事業ということもありまして年間244日を2名で見込んでおりました。それで今までのご質問等の中でもお答えしておりましたが萩野中学校区につきましては平成20年から始めていて、白老中学校区が25年度から始めたということがあります。それで減った理由につきましては白老中学校区が初めて立ち上げるということで立ち上がりがおくれたというのが1つあります。それと学校行事等に、1日5時間で一応満度で見ているわけなのですが、例えば学校祭、それから体育祭等にコーディネーターが参加する場合に参加はしているのですが勤務としてつけないであくまでもボランティアみたいな形で出ているという部分があります。それで実際は24年の萩野中学校区の実績も大体60万円程度の実績で終わっていますので、24年、25年を見ると大体1人60万円程度くらいいきますので、当初の予算の見方も補助事業との兼ね合いもありますけどその辺の部分もあると思います。

それからあと学力向上サポート向上事業の30万円の減についても同じ理由なのですが、2名を年

間180日で1日3時間ということで見えておりますが、これにつきましても学校行事等の絡み、それから3時間見ているのですが例えばその日によっては学校等の授業によって2時間で帰ったりとかということがありますのでそういうことになっております。それで例年の実績でいっても大体24年が253万8,000円ですから、この辺は予算の組み方等も含めて考えなければだめなのかということと、道の補助事業ですので道とも協議しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は予算が余ったとか云々ではなくて、本来こういう事業内容であれば私は満度に使って子どもたちに、あるいは学校でよりよい支援事業やるのが筋だと思っています。ただ道教委の補助金が云々という問題ではないと思います。この内容はわかっていますけれども、そうすればコーディネーターは学校との連絡調整、今言ったようなスケジュールの中でどういうことをやるかということは学校の教頭なり校長とかなりちゃんとスケジュールを立てて、その中で有効にかつこの活動が反映できるように、そしてこの事業が本来の仕事ができるということの流れになっているはずなのですが、今担当課長の説明ではコーディネーターの物の考えた方でかなり左右されるような言い方だけれども、そうであれば初めからボランティアでやるべき話であって、もっとやっぱり学校あるいはコーディネーター以外のボランティアをどう学校の中で仕事してもらおうかとそういうような支配という部分も出るくるのです。そういう部分に目を向けて充実のある内容にすればこういう部分にならないと思うのです。せっかく補助金もらっていながら。十分に活用してほしいと思うのだけれども、その辺の部分が学校とコーディネートとボランティアの連携がうまくいかないからそういう形でコーディネーターの考え方で左右されていくのではないかと思うのです。これは本当に大事なことだと思し、与えられた予算の中で大いに利用して子どもたち、学校に還元するそういう教育の充実を図ってほしいと思うのですがその辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 私の1答目の答弁もまづかったと思いますが、あくまでもコーディネーターの方は学校には行っているわけなのです。結果的にはそれを勤務としてつけているか、つけていないかというところが大きな理由になっているわけです。それでコーディネーターにつきましても当然ボランティア、例えばゲストティーチャーですとか環境サポーターとか図書ボランティアの発掘、それからお願い、協力等は当然仕事としてはやっております。そういうことで勤務につけているかつけていないかというところがありますので、その辺はコーディネーターそれから学校等とも今後詰めていきたいと思っております。

以上です。

○13番（前田博之君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は内容をもっと充実してほしい、やるべきだという観点で言っていますけれども、コーディネーターが時間をつけているかつけていないという問題ではないのですか。逆につけていなければ、どれだけの効果があってどういう活動をしている

かというのは教育委員会でチェックできますか。何をしたかという日報がちゃんと上がるのではないですか。それによって足りない部分はコーディネーターに教育委員会のほうでこういう活動をもってやってくれないかと、あるいは教頭や校長から聞いてこの部分足りないからこうしてくれないかと、それが筋ではないですか。本来の趣旨から欠けているのではないかと思います。それならまるっきりコーディネーターが自由に5時間いても3時間だけつけて帰りましたと。あと2時間本当にまじめにやってもその評価はされないのではないですか。内容を充実する、あるいは教育委員会にどのような形で日報が上がっているのかどうかわかりませんが、業務日誌が上がっているのかわかりませんが、チェックという言葉は使いたくないけれども、より合理的にいい仕事をしてもらうためにはお互いに仕事内容を見合って足りない部分はこうしましょうとかそういう仕事のやりとり、流れそういうことはどういうふうにチェックされているのですか。個人がつけなかったからいいというものではないと思うのですけれども。

○議長（山本浩平君） 五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 個人がつけなかったからどうのこうのというわけではなくて、日報等につきましては実際はつくっておりません。ただ当然出勤簿等はつけております。学校長とコーディネーターの協議、それからボランティア含めても十分やっていると思っております。ただ教育委員会のほうとは月に1回とか2回とかの打ち合わせはしておりますが、十分なその辺の協議はコーディネーターと教育委員会でされていない部分もありますので今後はその辺十分気をつけていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ぜひ新年度に向けて改善してほしいと思います。これはいい制度ですから活用によってはかなりいい方向にいけますから。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） この事業の目的については地域の人材を活用も含め、それから学校と地域の連携を進めていきたいというふうなそういう事業の中でやっております。その中で今勤務時間実数の取り方の問題というのは確かに学校の範疇の中にはどうしてもあるのです。コーディネーターとしては来ているのだけれども、それを出勤として扱うべき内容かどうかというところは確かに学校長が判断をしてつけなくてはならないのですけれども、ただ単なると言ったら悪いのだけれどもボランティア的な部分というのがあります。そういうところでのチェックが学校長がつけるつけないというところの最終的な判断をしている関係上なかなか満度につけていない部分があるのです。ただ今後それをどういうふうにして、これは余らせてもどうしようもない金というか、要するにもっと使ったほうがいい金であるのでその辺はもっとしっかりとした中身の、仕事の内容の許容範囲をどういうふうにして広げていくかというふうなところを学校とそれからコーディネーターと教育委員会もそうですけれども、その三者の中でやはりもう一度押さえていかなければならない部分はあろうかと思えます。

○議長（山本浩平君） ほか。

8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 端的に質問します。65ページの公園施設里親事業経費の事業費について質問します。里親の登録者数の推移、そして公園里親事業で例年どおりに取り組みしていると思いますが主な取り組みについて質問します。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 公園里親の推移はここ数年数は変わっておりません。大体18くらいの里親がやっております。里親としてやっていただいているのは公園の管理という形の中で草刈りとかフェンスの色塗りとか、トイレがあるところはトイレの清掃をやっていただいております。あと遊具が壊れそうなところ、危険な遊具があればそれを報告していただくという形で里親をお願いしているというところでございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） わかりました。今町政執行方針にもありましたとおり地域力創造や住民協働という観点から見てもこの取り組みは非常に先進的なのかというふうに考えていました。こういった住民力を引き出す手法としてこの里親制度について今後とも充実していくべきだというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 以前もちょっと話したのですがけれども、この里親制度なのですが数もふえないです。ふえていっているような現状ではございません。反対にもう年も年だからもうそろそろお返ししたいという話も若干出てきているような状況です。そのかわりに今企業さんをお願いして、ある企業さんが1つの公園をやっていただくとかそういうことも働きかけているところです。2社くらいは基本やっていただいているような状況でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 実際のところ特に高齢化が進んでいてやはり大変だという実情については私も承知していました。ただやっぱり企業に専門に任せるという考え方もあっていいかと思えます。先に述べたとおりこれからの住民参加の協働のまちづくりの観点から見てもこの取り組みは大変いいと思えます。虎杖浜の例なのですが、これは公園だけではなくて保育所の部分なのですが草刈りを地域の方で近所の方がやられています。やっても褒められたことないのだと言いながら今もやっています。そういった地道な活動をされている方もいますので里親制度の新規の募集やどこまであるかわかりませんが、ただこれは行政として積極的に里親制度を充実させていくという考え方、そして既存で頑張っているところ私たちも情報共有させていただきますのでそういった方々に対しての評価のあり方についても住民力を引き出すという観点からぜひ取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 個人で道路とかの草刈り等をしていただいている方も何件かあります。その方については役場で把握すれば燃料費とか事故が起きたときのためのボランティア

ィア保険とかそういうものを対応しているような形でやっております。ほかにそういう情報がいただければ、そういう方についてもそういう形で対応していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君）　　ほか、ございませんか。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）　　75ページのみんなの基金事業経費とそれから芸術・文化活動運営経費についてお伺いたします。

みんなの基金事業はせっかく町民の皆さんからということで募集したのでしょうけど結局64万3,000円使わないと。

そして芸術・文化のほうでもまなびあいバンクの方とか文連協のほうから使わないということで予算が戻っているのですけれども、この辺はどのように担当課のほうでは捉えていらっしゃるのでしょうか。使い勝手が悪いからこういうふうな形になったのか。それとも使い勝手自体の問題ではないのか。その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（山本浩平君）　　葛西総務社会教育担当課長。

○総務社会教育担当課長（葛西義孝君）　　今みんなの基金事業の質問でございますけれども、みんなの基金事業につきましては極力町民の方々が使いやすいようにというような形で募集してございます。1次募集をした後も実質まだ使える補助金の原資がありましたので2次募集まで募集させていただきました。その中で11団体の申請がありまして10団体について補助申請を決定させていただいたと。残り1団体については自ら取り下げがありまして対象にならなかったということで、25年年度については申請団体に対して100%補助をさせていただいたといったような状況になってございます。

それからもう1点まなびあいバンクの関係ですけれども、これにつきましては蔵のほうで事務局を今引き受けいただいているのですが、実質的な会員の活動がないということで皆様方の会費の中で今自主財源の中で運営ができるので町のほうの補助金はいいですという申し出があったというのが事実ございます。その中での減額対応をさせていただいたといったようなことでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君）　　7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君）　　みんなの基金のほうはほとんど100%ということなのですが、1団体がいないということで取り下げたというのですが、実際にみんなの基金というのはもうそろそろ資金のほうも底はついてきているのかというふうに思っているのですがまだ大丈夫なのかということがあります。

それと今回ちょっと聞いたのが、今年度は確か白老町町政60周年ですよ。それに向けて企画とかいろいろ考えていらっしゃる方もいらっしゃるのではないかと思うのですが、やはりその辺はみんなの基金に対しては担当課のほうでどのように考えていらっしゃるのかということが1つです。

それと文化・芸術運営経費のほうは会費の中でやれるからいりませんと断ってきたというこ

とは私素晴らしいことだと思うのです。反対に町の補助金がほしいという団体が多い中できちんと運営できているということについては、ぜひ町のほうもサポートして自主運営できるように、またほかの団体も見習ってやっていけるような形というものをぜひ構築していただければと思うのですけれども。

○議長（山本浩平君） 葛西総務社会教育担当課長。

○総務社会教育担当課長（葛西義孝君） みんなの基金につきましては25年度末残高の基金でまだ4,800万円ほど実は財源が残ってございます。ただ今議員おっしゃるように60周年ということもございまして、基本的には広く皆様が使いやすい形に委員会等で審議をさせていただきながら門戸を広げて極力皆さんに補助金を充てるような形で考えて今までもやってきてございますので、そこの線は崩さないで今後の運営をしていきたいというふうに考えてございます。

それからまなびあいバンクのほうですけれども、今議員おっしゃったように確かに自主財源の中で運営していただけるということは大変ありがたいというふうに思っております。今後も各団体ともそういった面ではいろいろ話し合いをさせていただきながら、当然行政としてもサポートしなければならない部分があると思いますけれども、一つ一つそういうことは対応しながらやっていきたいというふうに考えてございます。

改めてこの基金を使って町政60周年という冠をつけてという部分では考えていません。ただそういった団体の中でそういう冠をつけて何かやってみたいというような申し出があれば、そこは相談にのらせていただくということで考えてございます。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 先ほど里親制度の数を18とお答えしたのですけれども16の間違いですので訂正させていただきます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に歳入のほうに入ります。7ページから9ページまでの「第2表 繰越明許費」、「第3表 債務負担行為補正」、「第4表 地方債補正」について質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは質疑なしと認めます。

続きまして歳入の10ページから31ページまでの歳入全般について質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

それでは先ほどの質問の中で答弁保留の部分がございます。町側の回答を求めたいと思いません。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 先ほどの広地議員の燃料のアップ分の答弁保留についてお答えいたします。

まず25年度の予算を作成するに当たりましては24年10月の単価をもとにします。このときが税抜きで85円です。灯油85円です。A重油につきましてはこれと1円安い単価で入れております。その単価で予算を作成しまして25年4月灯油で94円になりました。この時点で10%のアップをしております。その後落ちついてはいたのですけれども、昨年12月ここで97円に灯油が上がりました。この時点で予算の作成時と見ますと14%アップしております。その後26年1月ここで灯油100円に上りました。これで予算の当初で見ますと17.6%これだけ上がっております。そして2月に入りまして3円ほど下がって97円という推移できております。昨年の4月から見ますと最高の26年1月では6%ですけれども、予算の組み立てがその前の年になるものですからどうしても高くなるという状態でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 前田議員の答弁保留の部分なのですけれども、乳幼児の受給者数の推移と給付額の推移でございますけれども、21年度で受給者数640人、給付額は1,318万4,000円、22年度616人、1,210万8,000円、23年度583人、1,212万3,000円、24年度584人、1,067万1,000円、25年度の見込みにつきましては530人の見込みで1,227万9,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 次に歳入及び歳出全般について、質疑漏れがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成25年度白老町一般会計補正予算（第7号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 2時10分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号でございます。

平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成25年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,590万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,440万4,000とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月21日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。簡単に1点だけお尋ねしたいのですが、今回も医療費の増ということでの補正なのですけれども、国保における医療費の伸びの状況がどういうふうになっているか。例えば去年との比較だけでも結構です。どれぐらい伸びているということがわかれば結構です。そこでそのことに対して3連携のかかわりで伸びているとしたらどういうふうに見ているか。

また高齢化率との関係。これは担当の考え方で結構です。

それから予防医療や保健師さんがどういうふうに通っていて、この医療費との関係でどうなっているか。もしわかる範囲がございましたら、その点簡単に結構ですからどうして医療費が伸びていくのかというあたりで捉えていることがありましたらご答弁を願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 医療費の伸びでございますけれども24年度に対して25年度の見込みですけれども予算規模で約4.58%ほど伸びております。それで24年度の1人当たりの療養費につきましては40万1,292円ですので25年度見込みが、予算が全部執行された時点ということになりますけれども42万円ぐらいになろうかと思っております。

それとやはり白老町の国民健康保険の加入者の65歳以上の方の比率というのが40%を超えておりますので、やっぱり高齢になることによって医療費が高くなるというのはもう現実ですの

で、そういうことで高齢に伴った医療費の増で伸びているということもございます。

あと予防医療ということで健診とか医療費を抑制する対策を講じているのですけれども、これにつきましてもことし健診の実施率につきましても見込みですけれども1,440人程度の受診で31.1%を見込んでおります。24年度につきましても30.9%くらいですので24年から25年にかけては余り受診率は伸びてございません。ただ23年度から24年度にかけては23年度が26%でしたので4%程度伸びている状況です。ただすぐ健診者数がふえて受診率が上がったとしてもすぐ医療費の抑制に、まだ30%くらいですので効果が見えていないということで数字で効果額をお示しすることはちょっとできない状況でございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。もう1点今の関係で。いつも同じことを言うのだけど国保はもう本当に限界まできていますよね。そういう中で例えばインフルエンザの予防接種をするとしないかで医療費がかなり変わるというふうに言われていたのだけどそこら辺の推移は、去年とことしだけでも結構ですから、わからなかったら結構ですがわかったら、その影響がかなりあるというふうに聞いているのですけどそこら辺はどうですか。

○議長（山本浩平君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） インフルエンザの予防接種をするとしないのでは、予防接種を打つことによって罹患したとしても軽度で済む。ただ予防接種を打たないでいるとやっぱり重篤になる可能性が強いということで、通院でかかる部分はそれほど変わらないと思うのです。そんなに金額が増額するものではないと思っていますけれども、やっぱり重篤して入院になると医療費のすごくかさむということが言われております。ただその数字を今はちょっと押さえてございません。すみません。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成25年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別
会計補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。提案の説明を求めます。南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。

平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ494万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,272万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月21日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成25年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第4号 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。提案の説明を求めます。田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第4号でございます。

平成25年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,434万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,677万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成25年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第5号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。提案の説明を求めます。赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 議案第5号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,749万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議願います。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。5ページの公共上屋の使用料が入っています。ソーラーパネルとかという説明がございましたけれども。これは確か30%分、残っている分を使わなかったというのはすごくいいことだと私も思うのだけど、ことしはこれ以外に使われたような実績があるかどうかということと、もう1つは差し支えなかったらソーラーパネルは太陽光のものだと思うのですが何日間ぐらいいは入っていたものなのですか。後学のためにちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） ことしはソーラーパネルの仮置きだけでございます。それが6月20日から9月20日までの3カ月間、500平米を貸し出しました。78万1,200円の収入でございました。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。素人考えですけどこういうものは多分風に当たると壊れるとかいろいろなことがあるのではないかと勝手に思っているのですが、今度大きく旭化成の跡地でやられますけどそういうところのセールスをやってなるべくたくさん使ってもらったらいかがかと思うのですがどうですか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） そのとおりだと思います。営業戦略グループとも連携をとってやっております。風とかそういうものをよりも保管の安全性です。盗まれるのがいやだとかそういうことで上屋を使いたいということで使っていただきました。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。議案第5号 平成25年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第6号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。提案の説明を求めます。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第6号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成25年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補
正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第7号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。提案の説明を求めます。田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 議案第7号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成25年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,332万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,805万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。2点ほど簡単に教えてください。第5期での1人当たりの介護保険料は幾らになっているかということと、それから介護給付費が789万4,000円減としてなっていますけれども、今介護給付の1人当たりの単価、前は道、国よりも1人当たりの給付単価が少なかったのですが、今余り少なくなっていないと思うのですが1人当たりの単価が出ましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 2点ほどご質問あったかと思いますがけれども、第5期介護保険料の基準額でございますが4,778円でございます。

2点目でございますが介護給付費の費用額の1人当たりの白老町の金額ですけれども、費用額全体で申し上げますという7万7,355円となります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 費用総額でいくと7万7,355円というのは北海道平均に比べるとどのぐらいの差があるのか。高いのか低いのか。その辺もしわかれば教えていただきたいということと、それから介護基金の繰り入れがされていますけれども、25年度分を入れて総額幾らになるのか教えていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 1人当たりの費用額の関係でございます

けれども、先ほどお伝えしました金額は居宅サービス全般と地域密着型サービスと施設サービス含めての金額になります。全道と比べますと低い状況でございます。金額的にいいますと大体2分の1ぐらいの金額で推移しております。

あと基金の状況でございますけれども、このたび補正で基金に取り崩しすることによりまして残高が3,600万円ほどになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第8号 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。提案の説明を求めます。長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 議案第8号でございます。平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,170万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 5ページの繰入金の関連でちょっと伺います。この寿幸園の25年度の決算状況について伺いたいと思いますけれども、それは財政健全化プランをやっているときに、26年度のほうに入ってくるけれども、そのときに26年度から入所者が少なくなって経営に支障あるのでその相当分を繰り出してほしいということで26年度予算処置をされているようですが、それはそちらに置いておいて、これは唐突に出てきたものではないと思います。事前にそういう前触れがあると思うのですけれども、25年度の決算状況と、もし今私が言ったような状況があったらどういう赤字分、入所率で歳入が減った分の手当てはどのように考えているのか。その辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 寿幸園の決算状況でございます。今回補正を出させていただいた時点での入所率につきましては約91%ぐらいを見込んで決算状況を考えて補正予算を提出させていただきました。その後寿幸園のほうも努力した分がでございます。そういうことを含めまして1月、2月はショートステイのほうもかなり利用率が上がってきておりまして、そういうことで決算状況としては今回この補正額これにつきましては寿幸園のボイラーの補修分も含めた繰入金というふうに考えてございまして、ホテルコスト分では39万5,000円の繰り入れを考えてございます。ですからその繰入金39万5,000円の分を決算の時点ではそこまでいかないのではないかと今の時点では予測はしていますが、あと1カ月ございますのでその辺はわかりかねますけれどもかなり好転してきているというふうには当方も見ております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今答弁で努力していること理解しました。そうしたら25年度は今の見込みではとんとんというような考え方を持っていますけれども、もし幾らかでも落ち込んだ場合はどのような処置をするのか。追加で補正上げるのか、それとも額はそうでもないから指定管理者のほうの自己責任で対応しますというような形になるのかどうか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 今回補正で上げさせていただいた金額というのはいちのほうで最低限の入所率、利用率を見ております。ですからこれ以上下がることというのは指定管理者のほうもいかないということで協議は済んでおります。2月はそういうことで好転しているということもあります。3月についても今現在もショートステイ含めて利用率については努力して結構いいところまでいっているということを知っておりますので、ただ入所者の中には入院されている方が何人かいらっしゃいますので、その辺の方々が今後どういうことになるか。3月になって退所した方もいらっしゃいますが、その方については入所判定会議等ですぐ入れるようなことも協議しておりますのでこれ以上の繰り入れの補正というのは考えてございません。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第8号 平成25年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

- 議長（山本浩平君） 全員賛成。
よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成25年度白老町水道事業会計補正予算
（第2号）

- 議長（山本浩平君） 日程第10号、議案第9号 平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。提案の説明を求めます。田中上下水道課長。

- 上下水道課長（田中春光君） 議案第9号でございます。平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条 平成25年度白老町水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条 平成25年度白老町水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「不足する額4億3,605万7,000円」を「不足する額4億3,612万5,000円」に「損益勘定留保資金4億2,469万8,000円」を「損益勘定留保資金4億2,476万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款資本的支出、既決予定額5億6,634万2,000円、補正予定額6万8,000円、計5億6,641万円。

第2項企業債償還金、既決予定額8,547万9,000円、補正予定額6万8,000円、計8,554万7,000円。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。
これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成25年度白老町水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第16、議案第10号 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。提案の説明を求めます。野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第10号でございます。平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条 平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億9,049万4,000円、補正予定額440万2,000円、計9億9,489万6,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億1,091万8,000円、補正予定額440万2,000円、計3億1,532万円。

平成26年2月27日提出。白老町長。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） もう3月で終わりますから25年度の決算見込みがまずどういうことになっているかということでございます。入院、入院外も入れてです。

それと合わせて伺います。当初予算のときに議論したと思いますけど、詳細は言いませんが7,000万円赤字補てん分と資金の流動性を担保するというか、資金不足を事前にことしは新年度予算で7,000万の中に入れて入っています。24年度まではこの補正予算で決算状況を見て次年度の分を繰出ししていましたが、ことしは当初から7,000万円の中に入れていました。そのとき

私は一般会計は非常に厳しいから、なぜ先に手当てしなければいけないのだと。病院の努力によって、そういう状況を見て出したほうがいいのではないかと考えたときに資金の流動性を担保したいのだということ、その時にどなたかが経営状況を見てその分について、額は大きい小さい別にして、できれば一般会計に戻したいということをお話しされているのです。当然病院も努力されたと思いますけれども、決算状況とただいま申し上げました資金不足解消分として事前に渡しているその部分について、どのような処置に考えられていたのか伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず入院の患者数見込みでございますけれども、2月末の患者数実績で4月から2月までの累計平均が1日平均26.7人でございます。きょう現在32名の患者数が入っています。3月末の患者数見込みで経営改善計画の目標値では26名以上の平均患者数を入れるという目標値を立てたところですが、ほぼ確保できると試算しています。

なお25年度の入院患者数につきまして1日平均26.9人、延べ患者数9,809人を見込んでおり、前年度比較といたしましても1日平均4.4人の増、延べ患者数1,592人の増となる見込みでございます。

外来患者につきましては各診療科目共に患者数は減少している状況でございます。特に外科系の患者数が減っている状況でございます。2月末の患者数の実績ですけれども4月から2月までの累計平均が121.1人の患者数になっておりまして、3月末の患者数の見込みとしていたしまして改善計画の目標値であります118.6人以上は確保できる見込みとなっております。

なお3月の外来患者数でございますけれども1日平均外来患者数は121.0人、延べ患者数2万9,639人を見込んでおり、前年度比較といたしましては1日平均患者数12.7人の減、延べ患者数といたしまして2,970人の減となる見込みでございます。

そして25年度の医業損益の見込みでございます。決算見込みといたしましては医業収益が4億4,454万5,000円に対しまして医業費用が7億7,344万2,000円でありまして、医療損失につきましては3億2,889万7,000円になると試算しておりまして、経営改善計画目標値に対しましては今の見込みといたしましては1,185万5,000円の収支改善が見込めてます。

また前年度の医業損失の比較では4,174万6,000円の収支改善という見込みとなっております。

先ほど前田議員からありました地方財政法施行令に基づく資金不足の解消分でございます。昨年3月かなりちょっと予算委員会等でご議論いただいた件なのですけれども、こちらにつきましては当初予算に法律改革プランの健全化対策のための資金不足解消分ということで一応7,000万円を当会計の特別利益に一般会計からの繰入金を増額という形で提示させていただいております。そういう中で今現在資金不足解消分といたしまして一般会計の繰入金7,000万円を最終現金として活用させていただいた場合は、現状の見込みでは何とか流動資産が増額になりまして地財法の施行令に基づく資金不足は一応解消できるという見込みになっております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは端的にお話しますけれども、医業収益、医業外収益トータルで、3月末でプラスになるのか赤字になるのかということです。それに対して今7,000万円の話がありましたけど、話はわかったのだけど7,000万円そっくりほしいと、入れないと次年度も資金不足が起きますということですか。それとも3,000万円は先生が努力したと、その部分は次年度に持っていけるから7,000万円のうち4,000万円はどうしてもいるけれども3,000万円は一般会計に戻しますと。簡単に分けるとどうなりますかと言っているのです。いろいろな数字は事務長努力して数字はわかりますけど、端的にわかるようにどうかということです。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今現状の地方財政法の施行令に基づく資金不足の解消分の試算をしているところなのですけれども、現状のパターンとしては700万円程度の資金不足の解消とはなるのですけれども、3月の入り込みだとかそういうことでちょっと厳しい状況があるものですから、今の時点といたしましては例えば補正で落とすとかそういうことはちょっと厳しい状況と考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 数字をわざと言っていないのかどうか。もう3月31日ですから、一般会計と違って5月の出納閉鎖ではないから3月31日のできるのだからもう2週間しかないわけでしょう。大体決算見込み出ているでしょうと。トータルで25年で幾ら赤字になりますということを教えてほしいということです。それにあわせていくら不足するから今私が言ったような形の中で差し引き7,000万円やっぱりいるのですということを言ってほしいのです。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 申しわけございません、現状では最終的には7,000万円は現状では必要と考えております。先ほども言いましたけれども最終の純利益といたしましては1億2,762万8,000円の増となります。これは特別利益に7,000万円をいただいている状況になりますので最終純利益といたしましては1億2,762万8,000円発生しているとそういう形になっています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 25年度決算では全て差し引きして、一般会計の発想です。資本的云々抜きにして、収益と費用を差し引いて、そして幾らと。今事務長が言ったのは1億いくら儲けたということなのですか。幾ら儲けたのか、損したのかということです。赤字なのだと、それによって7,000万、24年度のときは3,000万円赤字になりましたと。それは埋められるからその分次年度の資金繰りに手持ちないから一般会計から繰り出ししてもらわないと困るということでしょう。それが7,000万なのだから、仮に1億円儲けたとしたら7,000万円が入った1億円ということですか。1億円以外に7,000万をよっこしているという意味なのですか。よくわからないのです。だから端的に、単純でいいのです。幾ら赤字でこの分の7,000万円をこういうふうに充当するのだと言えればいいのです。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君）　　まず先ほども申しましたけど単純なうちの病院の実質的な赤字額につきましては3億2,889万7,000円。これは医業収益から医業費用を差し引いた実質的な赤字額です。そこで一般会計から繰入金をいただいています、それを医業外収益に入れさせていただきます。そのときの経常損失につきましては1,731万6,000円見込みであります。そして先ほど言いました特別利益で7,500万円の特例債の元金償還金分の繰入金と最終的な地財法の資金不足解消分の7,000万円をいただくことによりまして最終的には病院事業全体の純利益といたしまして先ほど言いました1億2,762万8,000円の決算見込みになるという形になります。

○議長（山本浩平君）　　ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）　　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号　平成25年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）　　全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号　工事請負契約の締結について（（仮称）白老町食育・防災センター建設（建築）工事）

○議長（山本浩平君）　　日程第17、議案第42号　工事請負契約の締結についてを議題に供します。提案の説明を求めます。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君）　　議案第42号であります。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

- 1　契約の目的、（仮称）白老町食育・防災センター建設（建築）工事。
- 2　契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3　契約の金額、5億1,645万6,000円。
- 4　契約の相手方、岩倉・鈴木・川田特定建設工事共同企業体。代表者、苫小牧市木場町2

丁目9番6号、岩倉建設株式会社苫小牧本店、取締役本店長、岸田孝浩。構成員、白老郡白老町東町2丁目3番11号、鈴木建設株式会社、代表取締役、小宮山義美。同じく構成員、白老郡白老町字石山15番地、株式会社川田建設、代表取締役、川田泰正。

5 契約の保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。 反対3、賛成9。

よって、賛成多数により議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号 工事請負契約の締結について（（仮称）白老町食育・防災センター建設（電気設備）工事）

○議長（山本浩平君） 日程第18、議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題に供します提案の説明を求めます。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第43号です。工事請負契約の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

1 契約の目的、（仮称）白老町食育・防災センター建設（電気設備）工事。

2 契約の方法、制限付一般競争入札。

3 契約の金額、1億5,802万5,000円。

4 契約の相手、白電社・新興・谷野特定建設工事共同企業体。代表者、白老郡白老町高砂町1丁目1番55号、株式会社白電社、代表取締役、谷島和治。構成員、苫小牧市新開町3丁目10番1号、株式会社新興電気、代表取締役、長居順一。同じく構成員、白老郡白老町字萩野338

番地127、株式会社谷野電設、代表取締役、谷野正明。

5 契約の補償金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。

反対3、賛成9。

よって、賛成多数により議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号 工事請負契約の締結について（（仮称）白老町食育・防災センター建設（給排水衛生設備）工事）

○議長（山本浩平君） 日程第19、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。提案の説明を求めます。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第44号です。工事請負契約の締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

1 契約の目的、（仮称）白老町食育・防災センター建設（給排水衛生設備）工事。

2 契約の方法、制限付一般競争入札。

3 契約の金額、1億1,970万円。

4 契約の相手方、栗林・和光特定建設工事共同企業体。代表者。室蘭市入江町1番地19、株式会社栗林商会、代表取締役、栗林和徳。構成員、白老郡白老町字萩野310番地1。有限会社和光商事、代表取締役、湯泉直。

5 契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第44号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。反対3、賛成9。

よって、賛成多数により議案第44号は原案のとおり可決されました。

議案第45号 工事請負契約の締結について（（仮称）白老町食育・防災センター建設（空調暖房設備）工事）

○議長（山本浩平君） 日程第20、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。提案の説明を求めます。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第45号であります。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

- 1 契約の目的、（仮称）白老町食育・防災センター建設（空調暖房設備）工事。
- 2 契約の方法、制限付一般競争入札。
- 3 契約の金額、1億9,950万円。
- 4 契約の相手方、新田・タマイ特定建設工事共同企業体。代表者、白老郡白老町川沿2丁目448番地16、株式会社新田工業。代表取締役大上正一。構成員、白老郡白老町東町2丁目5番10号、株式会社タマイ、代表取締役玉井静雄。
- 5 契約保証金、白老町契約に関する規則第35条第2号の規定により免除。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 45 号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5 番、松田謙吾議員、7 番、西田祐子議員、13 番、前田博之議員。反対 3、賛成 9。

よって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

議案第 46 号 工事請負契約の締結について（（仮称）白老町食育・防災センター建設（厨房設備）工事）

○議長（山本浩平君） 日程第 21、議案第 46 号 工事請負契約の締結についてを議題に供します。提案の説明を求めます。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第 46 号でございます。工事請負契約の締結について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

1 契約の目的、（仮称）白老町食育・防災センター建設（厨房設備）工事。

2 契約の方法、制限付一般競争入札。

3 契約の金額、2 億 1,378 万円。

4 契約の相手方、国策・白老特定建設工事共同企業体。代表者、苫小牧市字勇払 149 番地、国策機工株式会社、代表取締役、長谷川敬。構成員、白老郡白老町若草町 1 丁目 2 番 20 号、株式会社白老設備工業、代表取締役社長、和田輝雄。

5 契約保証金、白老町契約に関する規則第 35 条第 2 号の規定により免除。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 5番、松田です。今5本の食育・防災センターの入札の提案がなされました。私は先般の提案で反対をしました。食育・防災センターの建てることへの反対ではないのです。私は建てなければならぬものは建てなければならぬし、今の財政事情の中でも少しコンパクトにしたらどうか、これは一貫して私が述べてきたことです。そして今回本體工事、9月12日確か不調に終わったわけなのですが、あのときに5,900万円ほど不足しているからという影ながら声があつて不調に終わったと聞き及んでおります。このたびその本體工事4,000万円ほど不足しているのです。4,000万円ほど見直しして入札が成立しております。私が今ここで何を言いたいかというと、9月12日に43号から46号までの4本の議案これは不調ではなく下げたわけですね。その後たしか9月27日、4本このままに再入札の結果、入札が行われ今日まで仮契約までしたと思います。あれ以来6カ月になるのです。本體工事が5億幾らでこれがの入札予定価格と合わないということではありますが、この4本が約7億円です。7億円がすんなりいったかどうか知りませんが入札がされて、それ以来6カ月たちます。前の説明でありましたけれども全国もそうなのですが新聞でもいつも出ておりますが、とにかく日一日、月ごと、週ごとに単価の見直しをしなければ、資材の高騰、人件費の高騰、さまざまな単価の高騰によって入札不調に終わっている。これは全国的な傾向です。私は心配するのは6カ月前にこの4本の入札が終わって、6カ月して、先ほど言った一日ごと、週ごと、月ごとに単価が変わっていくの中で6カ月前に入札した業者が、6カ月投げられておいて4月から工事が始まると思うのですが、この業者は見直さないでこの単価で入札してしまった。私は6カ月前も置かれると思って入札したとは思っていません。恐らくこの業者方は1カ月もすればもう一回きちんといくらだろう、そして年内には事業も着工できるだろう、このような思いで入札したと思うのです。しかしながら6カ月になった。消費税も変わってくる、新しい年度、もう一度単価の見直しや人手不足が入れている中で私はこの6カ月前の単価の業者が正当な設計どおりの仕事ができるかという心配は本当に思うのです。私も事業やったことがあります。大体入札して6カ月して、この激動な建設業界、そして人手不足、単価の見直し、消費税の見直し、仕事に単価が上がって、アベノミクスではないけれども働き人の給料も上げなければならない現状だと思うのです。そんな中でこの6カ月前の入札した4本の方々もまともな仕事ができるかという危惧をするわけなのですがその辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 議員の言うところもわかると思います。ただこれにつきましてのは入札して仮契約したところにはある程度その状況を話しながらできるかできないかの確認はしております。その中でやっていけるのではないかと話で今回このような契約に至っております。それと契約が不調にならなくても機械設備とか電気設備の工事は年度入ってから、要は建築の主体工事がある程度、冬は未施工期間がありましたので4月くらいから工事に入るような形を予定してましたので、その辺はもう最初から新年度から工事が入るといって、機械設備とか電気設備は新年度から工事が入るといって計画の中で入札していただいたとそ

ういうふうを考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、松田謙吾議員。

○5番（松田謙吾君） 何も私は難しい話を言っているのではないのです。単純に工事の感覚からいくと6カ月も置いて、先ほど言ったいろいろな問題がある中で。確かに今冬場だから、今度春から初めるから大丈夫だという言い方かもしれないけれども、当初の工期26年12月。今度は2月までとかという話を聞いております。そうすると4月から始めると10カ月しかないのです。当初は1年4カ月ありました。16カ月あったのです。今度は4月から始めると10カ月しかないです。だから夏場とか何とかという問題よりも、25年9月ころと26年4月からの建設業界の厳しさというのは金ばかりではないのです。人手不足、品不足、大きな問題があって、わざわざ言わなくてもわかると思うのですが、そういうことを心配するものですからいろいろな理由づけをくっつけるのではなく本当にできるのならできるでそれでいいのです。私は見守るしかありませんから。ただやっぱり設計の見直しとか、それから工期の遅れとか私は今から出てくるような気がしているのです。ですから余り難しいことは言わないので、そうなるかもしれないぐらいのことを言っておいてほうがいいのです。やったものはつくらないといけないのだから。私が言っているのはそこなのです。

○議長（山本浩平君） 岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 議員のおっしゃるとおりで今物価が上昇している状況であります。それはほかのところもそうなのですけれども、今国のほうの指導の中で物価スライドを見ながらその辺の契約変更とかも考えなさいという話で指導があります。その辺はその物価の上昇を見ながら、余りやりたくはないのですけれども、もしあればまたご相談させていただきたいとそういうふうを考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第46号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、13番、前田博之議員。反対3、賛成9。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後 3時17分

再 開 午後 3時30分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

◎報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第22、報告第1号 例月出納検査の結果報告について、報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した財政的援助を団体等の監査の結果を同条第9項の規定及び地方自治法第235号の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。それでは報告第1号及び報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎議案第26号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について

◎議案第27号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料
徴収条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第31号 白老ふるさと2000年の森設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第32号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の
制定について

◎議案第34号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

◎議案第35号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第36号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第41号 財産の処分について

◎議案第11号 平成26年度白老町一般会計予算

◎議案第12号 平成26年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

◎議案第13号 平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎議案第14号 平成26年度白老町公共下水道事業特別会計予算

◎議案第15号 平成26年度白老町学校給食特別会計予算

- ◎議案第 16 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- ◎議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
- ◎議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- ◎議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- ◎議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- ◎議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算
- ◎議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第 23、議案第 26 号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第 27 号 白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 31 号 白老ふるさと 2000 年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 32 号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 34 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 35 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 41 号 財産の処分について、議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算、議案第 12 号 平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 26 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 14 号 平成 26 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 26 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 16 号 平成 26 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 26 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 20 号 平成 26 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 21 号 平成 26 年度白老町水道事業会計予算、議案第 22 号 平成 26 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。以上、平成 26 年度各会計予算 12 件とこれに関連する条例の制定、一部改正議案 7 件、財産の処分 1 件合わせて 20 議案を一括して議題に供します。順次議案の提案を求めます。議案第 26 号の提案をお願いします。竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 議案第 26 号です。消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

議 26-6 をお開きください。附則です。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 4 条から第 6 条までの規定は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

次のページです。議案説明です。平成 26 年 4 月 1 日より消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い消費税の適正な転嫁を行うべく本町の関係条例を整理する必要があることから本条例を制定するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

(白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正)

第 1 条 白老町廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 12 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「69 円」を「70 円 74 銭」に改める。

(白老町水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 白老町水道事業給水条例（昭和 41 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

附則別表中「1,050 円」を「1,080 円」に、「1,312 円 50 銭」を「1,350 円」に、「1,701 円」を「1,749 円 60 銭」に、「1,974 円」を「2,030 円 40 銭」に、「3,255 円」を「3,348 円」に、「6,615 円」を「6,804 円」に、「9,765 円」を「10,044 円」に、「23,940 円」を「24,624 円」に、「157 円 50 銭」を「162 円」に、「168 円」を「172 円 80 銭」に、「189 円」を「194 円 40 銭」に改める。

別表第 1 中「33,600 円」を「34,560 円」に、「63,000 円」を「64,800 円」に、「94,500 円」を「97,200 円」に、「224,700 円」を「231,120 円」に、「366,450 円」を「376,920 円」に、「543,900 円」を「559,440 円」に、「1,165,500 円」を「1,198,800 円」に改める。

別表第 2 中「1,627 円 50 銭」を「1,674 円」に、「2,016 円」を「2,073 円 60 銭」に、「2,289 円」を「2,354 円 40 銭」に、「3,570 円」を「3,672 円」に、「6,930 円」を「7,128 円」に、「10,080 円」を「10,368 円」に、「24,255 円」を「24,948 円」に、「157 円 50 銭」を「162 円」に、「168 円」を「172 円 80 銭」に、「189 円」を「194 円 40 銭」に改める。

(白老町下水道条例の一部改正)

第 3 条 白老町下水道条例（昭和 43 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表中「195 円 30 銭」を「200 円 88 銭」に、「264 円 60 銭」を「272 円 16 銭」に、「316 円 5 銭」を「325 円 8 銭」に、「12 円 60 銭」を「12 円 96 銭」に改める。

(白老町港湾施設管理条例の一部改正)

第 4 条 白老町港湾施設管理条例（平成 2 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表商船の項区分の欄中「45 銭」を「72 銭」に改め、同表工作物の設置に係る占用の場合の項を次のように改める。

工 作 物 の 設 置 に 係 る 占 用 の 場 合	建造工作物（外径が0.4メートル以上の管を含む。）		単位	1月以上の占用	1月未満の占用
				1平方メートル1年につき	近傍類似の土地の1平方メートル当たりの価格（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。以下「近傍価格」という。）に100分の6を乗じて得た額（1月未満の占用にあっては、その額に100分の108を乗じて得た額）（その額が20円に満たない場合にあっては、20円）
	第1種電柱		1本1年につき	770円	831円60銭
	第2種電柱			1,200円	1,296円
	第3種電柱			1,600円	1,728円
	第1種電話柱			690円	745円20銭
	第2種電話柱			1,100円	1,188円
	第3種電話柱			1,500円	1,620円
	その他の柱類			53円	57円24銭
	共架電線その他上空に設ける線類		1メートル1年につき	7円	7円56銭
	鉄塔		1基1年につき	1,100円	1,188円
	管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設	0.1メートル未満のもの		36円	38円88銭
		0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円	57円24銭
		0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円	76円68銭
		0.2メートル以上のもの		140円	151円20銭

別表その他の占用の場合の項料金の欄中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表一般使用料の項料金の欄中「17.1円」を「17.6円」に、「51.3円」を「52.8円」に、「102.6円」を「105.6円」に、「205.3円」を「211.

2円」に改め、同表専用使用料の項料金の欄中「520.8円」を「535.6円」に改める。

(白老港の港湾区域内の水域及び公共空地の占用料等徴収条例の一部改正)

第5条 白老港の港湾区域内の水域及び公共空地の占用料等徴収条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

○議長（山本浩平君） 次に議案第27号の提案を願います。野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第27号でございます。白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立国民健康保険病院使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

次、議案説明でございます。町立病院で発行する各種証明書及び診断書等の文書交付手数料の額は昭和59年以降改定しておらず道内自治体病院と比較し低額であることから、町立病院の文書交付手数料の限度額を増額するため本条例の一部を改正するものである。

また平成26年4月1日より消費税率及び地方消費税率が引き上げることに伴い使用料及び手数料について消費税の適正な転嫁を行うため所要の整理等を併せて行うものでございます。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第31号の提案を願います。岩崎建設課長。

○建設課長（岩崎 勉君） 議31-1をお願いいたします。議案31号 白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

次のページの議案説明であります。事務事業の見直しの一環として白老ふるさと2000年の森に設置する施設のうちビジターセンター、東屋、トイレ及びバンガローについては利用者の少ない冬季間を閉鎖することとし、当該施設の閉設日に関する規定を新たに定めるため本条例の一部を改正するものであります。

よろしく願います。

白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正前			改正後		
(利用時間等) 第7条 略 2 略			(利用時間等) 第7条 略 2 略 <u>3 前項の規定にかかわらず、施設（インフォメーションセンターを除く。）の閉設</u> <u>日は、12月1日から翌年3月31日までとする。</u>		
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）		
区分	利用時間		区分	利用時間	
施設名	7月1日～8月31日	9月1日～翌年6月30日	施設名	7月1日～8月31日	9月1日～翌年6月30日
インフォメーションセンター	午前8時～午後8時	午前9時～午後5時	インフォメーションセンター	午前8時～午後8時	午前9時～午後5時
ビジターセンター	同上	同上	ビジターセンター	同上	同上
あずまや	全日	全日	あずまや	全日	全日
トイレ	同上	同上	トイレ	同上	同上
バンガロー	宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時		バンガロー	宿泊 午後3時～翌日午前10時 休憩 午前10時～午後3時	
			<u>備考 各施設（インフォメーションセンターを除く。）は、12月1日から翌年3月31日までを閉設日とする。</u>		

○議長(山本浩平君) 続きまして議案第32号の提案を願います。田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議32-1をお開きください。議案第32号 白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町長寿祝金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

議32-2をお開きください。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。

議32-3をお開きください。議案説明でございます。長寿祝金事業は本町に住所を有する高齢者に対し長寿を祝福し社会に貢献した労をねぎらうため祝い金を贈呈しているところである

が、本町の高齢化率は現在 37%を超えており今後も上昇をし続け本格的な超高齢社会を迎えることなどを踏まえて、当該事業の贈呈品の見直しを行うために本条例の一部を改正するものでございます。

議案第 32 号につきましては差しかえをしてございますので改めて改正内容を新旧対照表で説明させていただきます。議 32-4 の新旧対照表をお開きください。主な改正内容でございますが、改正前の第 4 条第 2 号、100 歳以上の者、6,000 円相当の長寿祝金を、100 歳に達した年から毎年花束に改正するものでございます。そのため祝い金と祝い品を区別し文言の支給を贈呈に改正するなど適切な字句に整理するため、改正後のとおり条例題名及び第 1 条から第 7 条までの条文を整理するものでございます。

以上でございます。

白老町長寿祝金条例新旧対照表

改正前	改正後
(祝金の額及び支給日)	(祝金の額及び支給日)
第 4 条 祝金は、年額とし、支給の額は、次のとおりとする。	第 4 条 祝金は、年額とし、支給の額は、次のとおりとする。
(1) 略	(1) 略
(2) 100 歳以上の者 <u>6,000 円</u> 相当の長寿祝品	(2) 100 歳以上の者 <u>2,000 円</u> 相当の長寿祝品
2 略	2 略

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 34 号の提案を願います。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第 34 号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

次に 2 ページ、附則でございます。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に 3 ページ、議案説明でございます。人事院勧告に基づく高年齢層職員の昇給を抑制することのほか本町の財政健全化に向けた取り組みとして職員の給与の自主削減を継続するとともに、再任用職員については期末勤勉手当を支給しないこととするため本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>55歳を超える職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)</u>に関する第3項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」とする。</p> <p>6～7 略</p> <p>附 則</p> <p>1～23 略</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>55歳を超える職員(医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)</u>の第2項の規定による昇給は、<u>同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>6～7 略</p> <p>附 則</p> <p>1～23 略</p> <p><u>24 職員の給料額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、別表第1、別表第3及び別表第4の規定にかかわらず、同表に定める額に行政職給料表の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の92、5級の職員にあつては100分の89、6級の職員にあつては100分の86、医療職給料表(二)の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の92、5級の職員にあつては100分の89、医療職給料表(三)の職務の級が1級及び2級の職員にあつては100分の95、3級及び4級の職員にあつては100分の92、5級の職員にあつては100分の89を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する職員の当該離職日における給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第1、別表第3及び別表第4に定める額とする。</u></p> <p><u>25 当分の間、第19条及び第20条の規定は、再任用職員については、適用しない。</u></p>

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 35 号の提案を願います。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 続きまして議案第 35 号でございます。特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

本ページの下、附則でございます。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次に 2 ページ、議案説明でございます。本町における財政健全化に向けた取り組みとして特
別職の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。

特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 1～26 略	附 則 1～26 略 <u>27 特別職の職員の給料額は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り、別表第 1 の規定にかかわらず、同表に定める額に町長にあつては 100 分の 55、副町長にあつては 100 分の 60 を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する特別職の職員の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、別表第 1 に掲げる額とする。</u>

○議長（山本浩平君） 引き続きまして議案第 36 号の提案を願います。本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第 36 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制
定するものとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

本ページの下、附則でございます。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。本町における財政健全化に向けた取り組みとして教育
委員会教育長の給与の自主削減を継続するため本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～24 略</p>	<p>附 則 1～24 略 <u>25 教育長の給料額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の65を乗じて得た額とする。ただし、当該給料月額としている期間内において離職する教育長の当該離職日における給料月額及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に掲げる額とする。</u></p>

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第41号の提案を願います。熊倉会計課長。

○会計課長・会計管理者（熊倉博幸君） 議案第41号でございます。財産の処分について。次のとおり財産の処分するものとする。

平成26年2月27日提出。白老町長。

1 処分する財産、まず土地でございます。2筆あります。1筆目、所在地、白老町字虎杖浜393番12、地目、学校用地、地積、3万8,915平方メートル。2筆目、白老町字虎杖浜388番34、地目、原野、地積、1万1,363平方メートル。処分価格2筆合わせまして1,470万円であります。

次に建物であります。3棟あります。1棟目、所在地・家屋番号、白老町字虎杖浜393番12の3、種類、校舎、延べ床面積、3,111.34平方メートル。2棟目、白老町字虎杖浜393番12の1、種類、居宅、面積、96.39平方メートル。3棟目、白老町字虎杖浜393番12の2、種類、居宅、面積96.39平方メートル。処分価格3棟合わせまして6,830万円であります。

次、2 処分の相手方。東京都千代田区神田和泉町1番地1の12、株式会社ナチュラルサイエンス、代表取締役、小松令以子。

3 処分の目的、事業場用。

4 処分の方法、随意契約による売却。

次のページをお開きください。議案説明でございます。不動産（土地・建物）を処分したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 次の議案の前にお諮りいたします。

予算議案の提案であります、「第1表 歳入歳出予算」、「第2表 債務負担行為」、「第3表

地方債」の朗読は議案説明会において説明されておりますので省略させることとしてよろしいかお諮りをいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 異議なしと認めます。

それではそのように取り扱うことといたします。

次に議案第 11 号の提案を願います。安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 議案第 11 号 平成 26 年度白老町一般会計予算。

平成 26 年度白老町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 99 億 1,300 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入額の最高額は 25 億円と定める。

（歳出予算の流用）

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1） 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 21 日提出。白老町長。

以上のとおりご提案申し上げます。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第 12 号の提案を願います。南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第 12 号でございます。平成 26 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

平成 26 年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 32 億 1,460 万 7,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 9 億

円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 引き続き議案第13号の提案を願います。南町民課長。

○町民課長(南光男君) 議案第13号でございます。平成26年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成26年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,275万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 続きまして議案第14号の提案を願います。田中上下水道課長。

○上下水道課長(田中春光君) 議案第14号です。平成26年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成26年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ13億1,508万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第15号の提案を願います。五十嵐教育課長。

○教育課長（五十嵐省蔵君） 議案第15号でございます。平成26年度白老町学校給食特別会計予算。

平成26年度白老町の学校給食特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれそれぞれ6,984万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分に及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 引き続きまして議案第16号の提案を願います。赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 議案第16号でございます。平成26年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

平成26年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,920万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第2項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上のとおりご提案申し上げます。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第17号の提案を願います。中村町民活動担当課長。

○生活環境課町民活動担当課長（中村英二君） 議案第17号 平成26年度白老町墓園造成事業特別会計予算。

平成26年度白老町の墓園造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 352 万 3,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 続きまして議案第 18 号の提案を願います。田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長(田尻康子君) 議案第 18 号 平成 26 年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成 26 年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 19 億 8,593 万 5,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の款項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 引き続きまして議案第 19 号の提案を願います。長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 議案第 19 号でございます。平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成 26 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5,125 万 6,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1,500 万円と定める。

平成 26 年 2 月 27 日提出。白老町長。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 引き続きまして議案第 20 号の提案をお願いいたします。野宮病院事

務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第20号 平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成26年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億232万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 続きまして議案第21号の提案を願います。田中上下水道課長。

○上下水道課長（田中春光君） 議案第21号です。平成26年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成26年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水予定戸数、9,480戸。

（2）一日平均給水量、4,865立方メートル。

（3）年間総給水量、177万5,712立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設改良事業1億332万円、浄水施設整備事業9,572万8,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億8,616万円。各項記載のとおり。

支出、第1款水道事業費用3億7,214万6,000円。各項記載のとおり。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,315万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,442万3,000円、損益勘定留保資金2億873万6,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入9,057万4,000円。各項記載のとおり。

支出、第1款資本的支出3億1,373万3,000円。各項記載のとおり。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事

項、水道料金システム機器賃借及び保守料。期間、平成27年度から平成31年度まで。
限度額1,647万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。その下、浄水施設整備事業、限度額4,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,340万9,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は2,196万5,000円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

なお先ほどの差しかえのページについてのご説明を申し上げます。差しかえの部分につきましては10ページの債務負担行為に関する調書の表の一番下段の部分になります。浄水場維持管理業務委託の項になるのですが、この右の欄、当該年度以降の支出義務発生予定額の欄が当初は各年度予算に定める額としておりました。その右の左の財源内訳についても同様の記載としておりましたが、ここをご覧のとおり金額を入れまして2億3,976万円と書き加えたものでございます。この関係につきましては現在契約に向けて新規の委託事業者と細部の協議を詰めている段階にあります。この金額についてはおおむね起債の額の範囲内で収まる見通しが立ったのでここでお示しするものでございます。

以上でございます。

○議長(山本浩平君) 次に議案第22号の提案を願います。野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議案第22号 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 平成26年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 病床数、58床。
- (2) 年間患者数、入院1万2,045人、外来3万625人。
- (3) 一日平均患者数、入院33人、外来125人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益9億614万3,000円。各項記載のとおり。

支出、第1款病院事業費用8億6,119万1,000円。各項記載のとおりであります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,500万円は損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入1,603万6,000円。第1項出資金1,603万6,000円。

支出、第1款資本的支出9,103万6,000円。第1項企業債償還金9,103万6,000円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、CT装置賃貸借、期間、平成27年から平成30年度まで、限度額2,136万円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費についてはその経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額利用する場合は次回の議決を得なければならない。

- (1) 給与費4億5,344万円。

- (2) 交際費51万2,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息等に充当するほか運営の健全化を促進するため一般会計からこの会計補助を受ける金額は2億5,192万4,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は6,937万9,000円と定める。

平成26年2月27日提出。白老町長。

以上ということです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) ただ今議案第11号から第22号までの各会計予算12件とこれに関連する議案8件合わせて20件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成26年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われまます。そこで慣例によりまして議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置しこれに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えまます。

よってここに特別委員会を設置いたしたいと思ひまますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は議案第11号から議案第22号までの平成26年度各会計予算12件と関連議案8件合わせて20件であります。これを一括して同特別委員会に付託し審査をお願いすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって平成26年度各会計予算12件と関連議案8件を同特別委員会に付託することに決定をいたしました。

次に委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時37分

再 開 午後 4時38分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） この際諸般の報告をいたします。

ただ今休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に小西秀延議員、副委員長に山田和子議員、付託案件の審査方よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日13日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員